

# 総務常任委員会

平成28年12月13日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎嶋田 善行	○坂口 徹	宮崎 和彦
小林 誠	伴 吉晴	木澤 正男
中西 議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
教 育 長	清水 建也	総 務 部 長	植村 俊彦
総 務 課 長	加藤 惠三	同 参 事	谷口 智子
同 課 長 補 佐	仲村 佳真	同 課 長 補 佐	大野 彰彦
まちづくり政策課長	安藤 容子	同 課 長 補 佐	福田 善行
同 課 長 補 佐	曾谷 博一	財 政 課 長	福居 哲也
同 係 長	関本 佑治	税 務 課 長	本庄 徳光
同 課 長 補 佐	木村 隆幸	会 計 管 理 者	藤川 岳志
教委総務課長	安藤 晴康	同 課 長 補 佐	岡村 智生
生涯学習課長	真弓 啓	同 課 長 補 佐	平田 政彦
同 係 長	長谷川浩文		

## 3. 会議の書記

議会事務局長	黒崎 益範	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 坂口委員、宮崎委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長のご挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、坂口委員、宮崎委員のお2人を指名いたします。お2人にはよろしく願いをいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案、（1）議案第44号 斑鳩町長期継続契約に関する条例についてを議題といたします。この議案につきましては、各課報告事項（1）の斑鳩町長期継続契約に関する条例施行規則（案）についてと関連いたしますので、あわせて理事者の説明を求めます。

福居財政課長。

財政課長

それでは、議案第44号 斑鳩町長期継続契約に関する条例について、ご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

財政課長

本議案の内容につきましては、議案書の要旨をごらんいただきながら説明させていただきます。恐れ入りますが、議案書末尾につけております要旨をごらんいただけますでしょうか。

本議案は、地方自治法施行令の規定に基づき長期継続契約として契約を締結することができる契約について定めるものでございます。

長期継続契約とは、地方自治法の規定に基づくものでありまして、通常、地方公共団体の契約は、会計年度を越えない、4月1日から3月31日までの期間内で締結することを原則としておりますが、長期継続契約は、債務負担行為を設定しなくても各年度の予算の範囲内で複数年契約を締結できる制度となっております。

これまで長期継続契約の対象は、電気、ガス、水道の供給を受ける契約や不動産を借りる契約に限られておりました。しかしながら、民間企業等において一般的に複数年契約が主流となっておりますコピー機等の事務用機器のリース契約や庁舎等の施設管理業務などの経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約につきまして、本条例案で対象契約として定めることにより、長期継続契約を締結できるようにするものでございます。

これらの対象契約を、複数年契約に移行することによりまして、受託事業者の安定した業務履行に伴う経費削減や品質確保、対象業務の入札・見積もり合わせの際の競争性・公平性の向上、また、契約事務の効率化を図ってまいりたいと考えております。

それでは、1番の主な制定内容について、ご説明させていただきます。

(1) 長期継続契約を締結することができる契約、第2条関係についてであります。①事務用機器その他の物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるものとして、主に物品のリース契約を定めております。

次に、②庁舎等施設管理業務その他の経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約で、複数年にわたりその役務の提供を受ける必要があるものとしまして、主に施設の清掃業務等管理業務などの経常的で将来的に内容が変わらず、継続的に行う業務の契約を定めております。

次に、施行期日についてでございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

続きまして、条例施行規則（案）について、ご説明させていただきます。恐れ入りますが、お手元にお配りしております資料1の斑鳩町長期継続契約に関する条例施行規則（案）をごらんいただけますでしょうか。2枚目の要旨をもってご説明させていただきます。

斑鳩町長期継続契約に関する条例に基づき、長期継続契約を締結することができる契約の種類やその契約期間について定めるものでございます。

1. 主な制定内容、(1) 長期継続契約を締結することができる契約、第2条関係についてであります。①が条例第2条第1号の物品を借り入れる契約における物品の種類を定めております。内容としましては、アとして、複写機、印刷機その他の事務用機器、イとして、電子計算機（ソフトウェア及びプリンターその他の周辺機器を含む。）その他の情報処理機器、ウとして、機械、装置または器具、この具体例としましては、電話交換機やAED、スポーツ器具などがございます。最後に、エとして、車両等となっております。

次に、②において、条例第2条第2号の役務の提供を受ける契約における役務の種類を定めております。内容としましては、アとして、庁舎その他の施設（これに付随する機械設備等を含む。）の維持管理、運営に関する業務、この具体例としましては、施設の清掃業務や保守点検業務、受付業務、電話交換業務などがございます。次に、イとして、給食の調理、洗浄に関する業務、ウとして、廃棄物の収集、運搬、処理等に関する業務であります。このイとウにつきましては、これまで債務負担行為を設定させていただいて複数年契約してきたところでございますが、経常的な業務でありまして、今後も内容が変わらず継続的に行う業務でありますことから、現在の契約が終了した次の契約から長期継続契約に移行するものでございます。次に、エとして、情報処理業務であります。これは、情報処理システムに係るプログラム等の保守管理業務のことでございます。次に、オとして、前項各号に掲げる物品の借り入れに付随する当該物品の保守業務、運用業務とありますが、これは、上記の条例第2条第1号において、物品の借り入れ契約のみを対象として規定していますので、当該物品の性質によっては、保守・運用業務も借り入れと同時にあわせて必要となるものもありますことから、これについても対象とするものであります。

次に、(2) 契約期間、第3条関係についてであります。長期継続契約の期間は、原則として5年以内としております。

最後に、2. 施行期日についてであります。この規則は、条例の施行期日に合わせて、公布の日から施行をいたします。

以上で、付託議案（1）議案第44号 斑鳩町長期継続契約に関する条例についてのご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議を賜りまして、原案どおりご可決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 長期契約することで効果が発揮できるようなものもあるということなので、別にこれはこれでいいかなというふうに思うんですけども、ここに、規則の改正の中で、いろいろ対象となるものを挙げていただいていますけども、その中でですね、コピー機なんかとかいうのが今回新しく長期契約できるということになりますけども、今までは、当然、1年で契約していたということですね、そうすると。

財政課長 コピー機等事務用機器につきましては、リースの場合、5年を前提とする場合がありますけども、現在、斑鳩町においては単年契約しかできませんので、単年契約をさせていただきまして、別途、覚書のようなもので5年間連続して契約させていただくということをおこなっていることにしております。

木澤委員 そういうやり方でやってきたということですね。

それともう1つ、給食の調理・洗浄業務なんかのことにも触れていただいていたんですけども、今、3年で契約してはると思うんですね。債務負担行為を行ってきましてはるんですけども、これを、条例改正することによって何か変わるんですかね、やり方が。

財政課長 給食の調理・洗浄業務につきましては、債務負担行為を起こさないということでございますので、実際のところ、複数年契約につきましては、変わらずに、同じように3年でさせていただきたいと考えております。

木澤委員 債務負担行為も行ってっていうことはなくなるんですか。

財政課長 債務負担行為はもう起こさずに、長期継続契約でできるということになります。

木澤委員 そうすると、車両等ってありますけど、コミバスについても同じようになるんですかね。

財政課長 コミュニティバスにつきましては、町の政策的な判断で運行しているものでございますので、これにつきましては、従来どおり債務負担行為を設定させていただき業務となっております。他町でバスの運行業務とか入っているものあるんですけども、これにつきましては、スクールバスの運行ですとか、実際生活する上でどうしても必要なバスの運行であったりってものを指しているということになります。以上です。

木澤委員 その辺の、ちょっと、すみ分け等がまだわからないんですけども、全体としては別に悪いものではないというふうに思っていますので。

この契約の仕方が変わることによって、効果っていうのがですね、どういうふうに出てくるのかっていうのは、また当初予算のときにでも、一定の形で報告とか示していただきたいなと思います。お願いしておきます。

委員長 ほかにございませんか。 伴委員。

伴委員 今、説明お聞きして、これの中で、結局、今現在、随意契約っていいですか、それと、またこれ、入札でやられている契約、いろいろあると思うんですが、このあたり、これ、大体、随意で契約されているものが主になっておるんですか。このあたり、入札のやつと、これはどんな感じになっているんでしょう。

財政課長 これまでも、入札で業者を決定させていただいているものもあるんですが、役務の提供につきましては、もう基本的に単年度ということになっておりますので、どうしても新規参入の業者とかが参入しづらい状況があると。監査委員さんからも、できる限り随意契約をなくしていくようにというご指摘ございますので、できる限り新規参入の業者を入れるような体制をつくりまして、入札して、適正な価格で契約していくために、今回、この導入させていただいたというところでございます。

伴委員 そういう形でなればなおさら、契約された業者さんがいろいろな事情で、役務の提供なんかが行えなくなったような、経営状態が悪化したり、何かそういうような場合なんかはどういうように、その5年の契約してしまったら。途中でそれが、契約が履行できないと、こういうようなケースなんかはどういうような形でフォローを考えておられるか、お聞きしたいと思うんですが。

財政課長 業者のほうで何らかの事情で契約ができないっていうことは、単年度対応でも十分ありえるんですけれども、その場合は、もう速やかに新たな業者と契約させていただくと。また入札手続き等入らせていただく。これまでですと債務負担行為っていうような、通常の業務であっても債務負担行為、事前に起こしてっていうことになるんですけれども、これにつきましては、経常的な業務でございますので、そのまま入札の手続き、当該年度の予算の範囲内で入札の手続きをとることができるということになっておりますので、その辺の対応は可能かなと考えております。

委員長 ほかにございませんか。 小林委員。

小林委員 1点確認なんですけれども、もともと5年以内の原則で基本的にこういう契約ができると思っていたんですけれども、いつも大概、地方自治法施行令の改定に基づきとか、いつもそういう改定によってしていたと思うんですけれども、もともとできていたと思うこれですね、この地方自治法施行令の規定に基づきっていうことは、これ、いつこのように

できるように改定されたのか、ちょっと参考に教えていただきたいと思  
います。

財政課長 この長期継続契約に関する地方自治法の変更につきましては、平成1  
6年11月となっております。

委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可  
決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第44号については、当委員会と  
して、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第48号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期  
末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。  
理事者の説明を求めます。 加藤総務課長。

総務課長 おはようございます。

それでは、議案第48号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末  
手当に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申しあげま  
す。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

総務課長 本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にか

えさせていただきますので、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議案書末尾の要旨をごらんいただけますでしょうか。

今回の条例改正につきましては、平成28年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告が平成28年8月8日に行われ、一般職の国家公務員の給与改定に準じ特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、この改正内容に準じて、本町議会の議員の期末手当の支給月数について改定を行うものでございます。

改正内容につきましては、(1) 期末手当の支給月数の改定といたしまして、期末手当について、平成28年4月1日にさかのぼり支給月数を0.10月分引き上げるもので、平成28年度においては、12月期を1.65月から1.75月へ、平成29年度以降においては、6月期を1.50月から1.55月へ、12月期を1.65月から1.70月へそれぞれ引き上げ、年間支給月数を3.15月から3.25月に改正するものでございます。

施行期日等につきましては、公布の日から施行することとし、平成28年4月1日にさかのぼって適用するものでございます。

以上、議案第48号、斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 今回の改定によって、それぞれ、議長、副議長、議員と金額が違うと思うんですけども、それぞれがいくら上がって、全体で影響額がいくらになるのか、確認だけさせていただきたいと思います。

総務課長 影響額でございますけれども、議長が50,400円、副議長が42,280円、議員の方が39,760円、合計で53万円になります。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第48号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第49号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 加藤総務課長。

総務課長 それでは、議案第49号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

総務課長 本議案の内容につきましても、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

議案書の末尾、要旨をごらんいただけますでしょうか。

今回の条例改正につきましては、先の議案第48号と同様に、平成28年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じ特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、この改正内容に準じて、町長及び副町長の期末手当の支給月数について改定を行うものでございます。

改正内容については、(1) 期末手当の支給月数の改定といたしまし

て、期末手当について、平成28年4月1日にさかのぼり支給月数を0.10月分引き上げるもので、平成28年度及び平成29年度以降の支給月数について、表に記載のとおりで、年間支給月数を3.15月から3.25月に改正するものでございます。

施行期日等につきましては、公布の日から施行することとし、平成28年4月1日にさかのぼって適用するものでございます。

以上、議案第49号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 こちらのつきましても、町長と副町長と、今回の改定でいくら上がって、総額としていくらになるのかっていうのと、影響額と、お尋ねしておきたいと思います。

総務課長 影響額でございますけれども、町長につきましては11万4,520円、副町長につきましては9万5,900円、合計で21万420円となっております。

木澤委員 町長と副町長と、改定額と、上がって全体でいくらになるのかっていうのは、わかりますかね。期末手当として。今わからなかったら、別に関しても構いませんけど。

総務課長 後でご説明させていただきます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

総務課長

異議なしと認めます。よって、議案第49号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第50号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 加藤総務課長。

総務課長

それでは、議案第50号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

初めに、議案書を朗読をさせていただきます。

( 議案書朗読 )

総務課長

本議案の内容につきましても、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議案書の末尾、要旨をごらんいただけますでしょうか。

今回の条例改正につきましても、さきの議案第48号及び議案第49号と同様の趣旨で、教育長の期末手当の支給月数について改定を行うもので、期末手当について、平成28年4月1日にさかのぼり支給月数を0.10月分引き上げ、平成28年度及び平成29年度以降の支給月数について、表に記載のとおりで、年間支給月数を3.15月から3.25月に改正するものでございます。

施行期日等につきましては、公布の日から施行することとし、平成28年4月1日にさかのぼって適用するものでございます。

以上、議案第50号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、  
よろしく願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 この教育長の分についても、改定でいくら上がるのかというのと、あ  
と、支給総額ですね、これは、今わからなければ後ほどでも結構ですの  
で、教えていただけますか。

総務課長 影響額につきましては、8万4,000円でございます。総額につき  
ましては、後ほどまたご説明のほう、させていただきます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可  
決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第50号については、当委員会と  
して、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5) 議案第51号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条  
例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 加藤総務課長。

総務課長 それでは、議案第51号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例  
の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

初めに、議案書を朗読をさせていただきます。

( 議案書朗読 )

総務課長

本議案書の内容につきましても、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

議案書末尾、要旨をごらんいただけますでしょうか。

今回の条例改正につきましては、平成28年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告に基づき、国家公務員の給与等に関し、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、この改正内容に準じて本町の一般職の職員の給与改定を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、(1) 勤勉手当の支給月数の改定といたしまして、勤勉手当について、平成28年4月1日にさかのぼり、再任用職員以外の職員について支給月数を0.10月分、再任用職員については支給月数を0.05月分引き上げ、平成28年度及び平成29年度以降の支給月数について、表に記載のとおりで、年間支給月数を、再任用職員以外の職員について1.60月から1.70月に、再任用職員について0.75月から0.80月に改正するものでございます。

次に、(2) 給料表の改定といたしまして、給料表につきまして、平成28年4月1日にさかのぼり、平均0.2%引き上げるものでございます。

次に、(3) 扶養手当の支給額の改定といたしまして、配偶者に係る扶養手当の支給額を段階的に減額し、子に係る扶養手当の支給額を段階的に増額するものでございます。具体的には、要旨の裏面をごらんいただけますでしょうか。配偶者につきましては、現行13,000円を、平成29年度は10,000円、平成30年度以降は6,500円、子につきましては、現行6,500円を、平成29年度は8,000円、平成30年度以降は10,000円にするものでございます。

次に、施行期日等につきましては、勤勉手当の支給月数の改定及び給与表の改定につきましては公布の日から施行することとし、平成28年4月1日にさかのぼって適用するものでございます。また、扶養手当の支給額の改定につきましては、平成29年4月1日から施行するもので

ございます。

以上、議案第51号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 先ほどの議員の分と、町長、副町長、教育長の分とあわせてですね、この一般職の職員さんの分についても、今回の人勧については基本的に引き上げをするものだというで行われていますけども、その中でもちょっといろいろと人によって条件が違ったりする点もあると思いますので、ちょっと確認をいくつかさせていただきたいんですけども、今回、給与表の改定ですね、の中で、これ、年齢によってその改定幅が違うと思うんですけども、そこはどんなふうになっているのでしょうか。

総務課長 改定につきましては、斑鳩町の場合、部長制をとっておりますので、給料表につきましては、1級から7級ございます。この中で、給与の改定の率で申し上げますと、1級ですと0.2%から1.1%、2級ですと0.1%から0.8%、それ以降、級が上がっていきますと、改定率そのものについては低くなっていくということで、年齢の若い層について改定率が高くなっていると。年齢層が高くなればなるほど、改定率も、賃上げ幅も抑制されていくといった状況の給料表の改定となっております。

木澤委員 年齢によってそういう改定幅が違うというのが1点と、あとですね、今回、扶養手当の支給額も改定されていますけども、その中でですね、配偶者手当については、年ごとに減額をしているというふうになっていますけども、まず、こちらのほうは、斑鳩町で言うと何人の方に影響があるのでしょうかね。

総務課長 今、配偶者手当を支給されている者につきましては、職員数で45名となっておりまして。

木澤委員 その逆と言いますかね、今度、子どものほうに係る手当については増額なっていますが、これについての影響は何人でしょうか。

総務課長 子ども手当の関係につきましては、増額というのは、例えば配偶者があって、子どもの扶養手当を受けている方につきましては、子どもさんがお1人ですと、減額になります。子どもさんが2人以上ですと増額になりますので、そういった観点から申しあげますと、支給額が増額となる者につきましては、55名でございます。

木澤委員 今、課長からも一定、ちょっと、子どもさんが1人やったらどうなるとか、2人やったらどうなるかということに触れられてはったんですけども、今回ですね、基本的には、給料表の改定で引き上げやということですけども、この配偶者控除の減額によって、激変緩和で3年で減らしていくことになっていきますけども、これによって、本来であれば引き上げのはずですけども、配偶者控除がなくなることによってトータル的に減額になってしまうというケースっていうのは、斑鳩町でも発生するんですかね。

総務課長 給料表がどこにあるかによりますので、端的に扶養手当の観点だけで申しあげますと、この扶養手当、配偶者控除がとっておられて、子どもの扶養手当が0人または1人の場合は減額となります。その人数につきましては、28名ということでございます。

木澤委員 28人の方が減額になるということで、これ、毎回、人勧が出て給与の改定があるときには組合のほうとも話し合いをされていると思いますが、こうしたことも含めてですね、組合のほうとは、今、話し合いの結果、どういうことになったんでしょうか。

総務課長 組合のほうにつきましては、この要旨と同じような内容でご説明をさせていただきますまして、11月に協議をさせていただいて、了解をいただいているところでございます。

木澤委員 基本的には今回の人勧について引き上げやということですが、一定、この配偶者手当が減額をされていくということについては、一定、問題はあるかなというふうには思っていますけども、最終的に組合のほうで合意をされているということであれば、あえて反対をするつもりはございません。そのことだけ申しあげておきます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第51号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(6) 議案第52号 斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 本庄税務課長。

税務課長 それでは、議案第52号 斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について、ご説明をいたします。

初めに、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

税務課長

それでは、恐れ入りますが、議案書末尾の要旨をごらんいただけますでしょうか。本条例によります町税条例等の改正内容につきまして、要旨をもって説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

今回の町税条例等の一部改正は、平成28年度の税制改正によりまして、地方税法等の一部を改正する等の法律及び所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布されましたことから、これらによる改正内容のうち、平成29年1月1日以後に適用となるものについて、所要の改正を行うものでございます。

それでは、主な改正内容について、説明をさせていただきます。

初めに、斑鳩町町税条例の一部改正、第1条関係の(1)延滞金の計算期間の見直しでございます。個人町民税及び法人町民税に係る延滞金の計算方法につきまして、国税における延滞税の計算方法の見直しに準じて、減額更正後に増額更正が行われた場合には、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとするものでございます。控除する期間でございますけれども、納期限の翌日から納付された日までとしておる延滞金の計算期間につきまして、減額更正後に増額更正があった場合の当初の税額に達するまでの部分につきましては、納期限の翌日から減額更正までの期間及び先の減額更正が税務署の職権によるものであった場合には、さらにその翌日から増額更正までの期間等について控除することとするものでございます。こちらにつきましては、国税の更正に伴って更正を行った場合等の個人及び法人の町民税の延滞金の計算期間につきまして、国税における延滞税の取り扱いと同様となるよう改正を行うものでございます。

本改正の施行期日は平成29年1月1日とし、同日以後に納期限が到来するものから適用するものでございます。

次に、(2)個人町民税の医療費控除の特例でございます。平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、健康の保持増進及び疾病の予防への取り組みとして一定の取り組みを行う個人が、特定一般用医薬品等医療用から転用された一般の市販薬、いわゆるスイッチOTC医薬品でございますけれども、この購入費用を年間1万2,000

円を超えて支払った場合につきまして、年間10万円を限度として、その購入費用のうち1万2,000円を超える額を総所得金額から控除する医療費控除の特例を設けるものでございます。施行期日は平成30年1月1日とし、平成30年度以後の年度分の町民税について適用をするものでございます。

次に、(3) 特例適用利子等又は特例適用配当等に係る個人町民税の課税の特例でございます。日本と台湾との間で二重課税を回避する等の措置を講ずるため、日台民間租税取決めが締結されたことを受けまして、所得税法等の一部を改正する法律により外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律が一部改正されたことに伴いまして、同法に規定する特例適用利子等または特例適用配当等に係る所得について、申告分離課税により、特例適用配当等については総合課税との選択によりまして、それぞれ個人町民税の所得割を課するものとするものでございます。具体的に申しあげますと、関係法令の改正等によりまして、特別徴収により徴収できなくなる一定の利子及び配当に係る所得につきまして、納税義務者の方の申告に基づいて個人町民税の課税を行うこととするものでございます。施行期日は平成29年1月1日とし、同日以後に支払を受ける当該利子等について適用をしております。

また、4番といたしまして、その他条文整理等所要の改正を行ってまいります。

続きまして、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例の一部改正(第2条関係)でございます。こちらにつきましては、平成27年12月に改正をさせていただきました旧3級品紙巻たばこに係ります町たばこ税の特例税率の廃止に伴う経過措置の規定につきまして、今回の町税条例の改正に伴い、条文整理等の所要の改正を行うものでございます。施行期日は、平成29年1月1日でございます。

以上が、主な改正内容でございます。なお、条例本文、新旧対照表の説明につきましては省略をさせていただきたいと思っておりますので、何とぞご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、議案第52号 斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について

での説明とさせていただきます。委員皆様方には、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 今、説明受けたんですけども、基本的に3つともよくわかりにくいなと。一般の住民さんに対してですね、町民税にかかわるものなので町も説明責任あると思うんですけども、基本的に確定申告に基づいて町民税は課税されますので、その確定申告をされる段階でですね、国のほうから事前に説明っていうのはあるんですかね。ここはどう連携を図ってはるんですかね。

税務課長 税務署との関係でございますけれども、斑鳩町のほうは奈良税務署管内になっておりまして、当町を含めます税務署あるいは県税事務所との奈良地区税務協議会という協議会がありますので、そういった場で、町民税、いわゆる住民税、あるいは県税に係るものに関しては、確定申告を受ける段階で一定のご説明をしていただけるように、特に重要な事項に関しましては、そういった形で協議をして、住民の皆様あるいは納税者の方には周知を図るようにそういった場で協議をしている、今現在、そういうところでございます。

木澤委員 それで、国のほうは、責任持ってやりますっていうふうになってきているんですかね。

税務課長 当然逆のパターンですね、所得税の関係で窓口に住民の方が来られる場合もありますので、それはもう双方協力をし合いながら今現在やっているということでご理解をいただきたいというふうに思います。

木澤委員 町のほうの窓口に来ていただいたりしたら丁寧な説明もできるかと思うんですけども、来られない方っていうのが圧倒的やと思うんです。そ

ういう方に対する周知の方法っていうのは、国とも協議される中で、どんなふうに見直されているんでしょうか。

税務課長　　まず、改正内容等に関しましては、大きな、多数の納税者の方、住民の方に影響のあるような内容に関しましては、当然、広報、ホームページ等で周知をしております。また、国税庁のほうにおきましても、案内チラシでございましたりとか、国税庁のホームページで説明されているということで、そういった形で、今、周知を図っているというところがございます。

木澤委員　　例えばこの（３）のやつで言いますと、先日も国保税の関係のところでも説明されていましたが、町としてはつかめないということなので、その対象の方への案内というのは広くするしかないのかなと思いますけれども、２番のほうで言いますと、今でも確定申告の際に、医療費控除の申請がよくわからないという高齢者の方、本当に多いなと思うんです。だから、特に町としては、この点について力を入れて周知していただく必要があるかなというふうに思いますので、広報に載せるっていうのも当然必要でしょうけれども、それ以外にもやっぱりちょっとよくわかるような周知体制ですね、また、相談体制なんかもとっていただきたいなと思いますので、お願いしておきます。

委員長　　ほかにご覧ですか。

（ な し ）

委員長　　これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第52号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(7) 議案第55号 斑鳩町立学童保育室条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

この議案につきましては、各課報告事項(2)の斑鳩町立学童保育室条例施行規則の一部を改正する規則(案)についてと関連いたしますので、あわせて理事者の説明を求めます。 真弓生涯学習課長。

生涯学習  
課長

それでは、1. 付託議案、(7) 議案第55号 斑鳩町立学童保育室条例の一部を改正する条例について、そして、各課報告事項(2) 斑鳩町立学童保育室条例施行規則の一部を改正する規則(案)について、関連がございますので、一括してご説明申しあげます。

初めに、議案第55号の議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

生涯学習  
課長

議案第55号につきましては、議案書の末尾の要旨により、ご説明いたします。末尾の要旨をごらんいただけますでしょうか。

女性の活躍推進及び子育て支援の充実を図るため、学童保育室の開室時間の延長に伴う保育料の改定及び多子世帯に対する保育料の減免に係る規定を整備するため、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、(1) としまして、保育料の改定であります。利用時間を延長する際の保育料を、延長時間30分につき月額500円を加算した額といたします。具体的に申しあげますと、通常保育時間、午後6時30分まででありますので、午後7時までの延長保育を利用される場合は月額500円を、午後7時30分までの延長保育を利用される場合は月額1,000円を通常保育料の4,000円に加算するというところでございます。

次に、(2) 多子世帯に対する保育料の減免であります。同一世帯に属する児童が2人以上入室している場合、第2子については5割相当を減額、つまり、半額であります。第3子以降については全額を減額、つ

まり、無料ということでございます。

施行期日につきましては、平成29年4月1日から施行いたします。

なお、改正文及び新旧対照表の説明は省略をさせていただきます。

以上が、議案第55号 斑鳩町立学童保育室条例の一部を改正する条例についての説明であります。

続きまして、各課報告事項（2）斑鳩町立学童保育室条例施行規則の一部を改正する規則（案）についてであります。資料2の末尾の要旨により、ご説明をいたします。要旨をごらんいただけますでしょうか。

先ほどの条例同様に、女性の活躍推進及び子育て支援の充実を図るため、放課後児童支援員、補助員の配置及び開室時間の延長などを規定するため、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容であります。 （1）としまして、放課後児童支援員、補助員の配置であります。学童保育室の開室時間の延長に伴いまして、その体制整備のため、新たに補助員を置くことができる規定を追加いたします。また、これに合わせ、指導員の名称を放課後児童支援員に改めてまいります。

次に、2点目としまして、開室時間の延長であります。通常の開室時間について、現在の運用による時間について整理いたしまして、改めるものでございます。表にございますとおり、月曜日から金曜日については、現行、放課後から午後5時までを放課後から午後6時30分までに、学校休業日は、現行、午前9時から午後5時までを午前7時45分から午後6時30分までに改めるということであります。

次に、（3）延長保育の規定の追加であります。入室している児童について、午後6時30分から午後7時30分までの間において延長保育を行うことができることといたします。

次に、（4）延長保育の申請等の規定の追加であります。延長保育の実施に当たりまして必要な手続き等を追加いたします。

施行期日につきましては、平成29年4月1日から施行いたします。

こちらも同様に、改正文及び新旧対照表の説明は省略をさせていただきます。

以上が、各課報告事項（2）斑鳩町立学童保育室条例施行規則の一部

を改正する規則（案）についてであります。

いずれにつきましても、何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおりご可決・ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 小林委員。

小林委員 延長保育申請書の提出を求めるということになっておりますけれども、保護者の方々も毎日子どもを預けたくないと思いますので、そんなに、1か月まるまる子どもを預けたくないの、そんなになるべく、費用もかかりますのでね、預けないと思うんですけど、この延長保育をする場合は、申請書を出した人は特定の人なんですけれども、その人が2、3日前にちょっと仕事忙しくなるから子どもを見させてほしいとかいう、この延長保育するタイミングとか、申請するタイミングってどうなっているのか、教えていただきたいと思います。

生涯学習課長 現在もそうなんですけれども、月単位でのお申し込みということになっているんです。通常保育も含めてなんですけれども。それを出していただいてということになりますので、あらかじめ、例えば7時に迎えに来られるという方でありましたら7時でお申し込みをいただくという形での対応、月単位でということになります。

小林委員 延長30分につき500円って書いていますけれども、もうその申請した時点でその月がいくらかっていうふうに決まるということですよ。はい、わかりました。

続いてですけれども、それで、その現場の先生方の確保というのはですね、今の時点で、ご了解いただいているとか、人員の確保についてはもうめどが立っているのか、教えていただきたいと思います。

生涯学習課長 現在、指導員、今後は支援員という方になりますが、現在、募集の期間中でございますので、まだ確定では申しあげられませんが、今回のこ

の規則改正におきまして、補助員という方を設置して、補助員を置くことができるという規定を追加させていただいております。これまで、指導員、支援員さんにつきましては、非常に厳しい募集状況でございましたので、この補助員さんというのを導入することで、理論的には若干の余裕が出るのかなというところではございますけれども、これから募集というの、補助員さんの募集というのが始まりますので、このあたりはしっかりと確保してまいりたいというふうには考えております。

委員長 木澤委員。

木澤委員 まずですね、今回のこの学童保育の条例改正、時間延長されるということについては、総括質疑で、これまで協議してきたのに、何で改正されるんだっていうことで質疑がありまして、情勢が変わったということですね、町長おっしゃっていたのと、あと、職員さんの中からも声があったということで、この辺は機敏に対応されたという点については高く評価をしておきたいというふうに思います。

それでですね、今回、充実をされるということで、これについて、私も知り合いの学童の保護者会の役員さんなどからちょっとお話を聞いてきたんですけども、今、小林委員からも、一定、日によって遅くなる日とそうでない日があるんじゃないかなということで、その対応を聞かれていましたけども、私のほうもですね、今、これ、提案では月ごとの対応というふうにおっしゃっていましたが、日割りで対応していただくことはできないのかというご意見も聞いていまして、それについては、町のほうとしてはどんなふう考えてはるでしょうか。

生涯学習課長 ご要望されるところはあれなんですけれども、この辺は、事務的などころもございますので、月額での対応しか現在は検討しておりません。

木澤委員 おっしゃっているように、指導員さんの体制ですね、実際に運営していこうと思うと、どれぐらいの申し込みの見込みがあるのかっていうのも町としては把握して運営していかないと難しいと思いますので、その

辺については、今回、始めるに当たって、月単位で申し込んでもらうということで、すぐに日割りで対応するっていうのは難しいのかなと思いますけども、運営状況を見る中でですね、今後、対応していけるような体制がとれるのであればですね、その日割りにについても検討いただきたいなというふうに、これは意見お聞きしていますので、要望しておきたいと思います。

それとですね、今回、多子世帯への減免ですね、減額についても制度として設けていただいていますけども、町としては、申し込み、延長保育ですね、今の段階で見込みとしてはどれぐらいあるかとか、その辺については、お答え、今、できますかね。

生涯学習  
課長 今、まず、この改正前でございますので、通常保育の募集を、今、15日までの期限でやっているところでございます。まだちょっと状況としてはわかっておりません。特に延長保育につきましては、まだ来月にさらに募集をする予定でありますので、現在のところでは把握はできておりません。

木澤委員 基本的に学童保育については、指導員さんの配置の割合ですね、子ども20人に対して1人ということで、これまでその基準で運営されてきましたけども、申し込みがね、ちょっとどれぐらいになるかっていうのはわからないんですけども、それによって必要な、補助員さんも含めてですね、指導員さんの人数を確保していかないといけませんけども、小林委員からも質問ありましたし、まだこれから募集やということですけども、大体、その基準ですね、については20人に1人ということで、その基準は変わらないんですかね。

生涯学習  
課長 はい、20人に1人の基準は変わるものでございませぬ。ご心配いただいていますとおりですけれども、指導員さん、支援員さんにつきましても、いろいろな働き方の方もおられますので、例えば扶養の範囲で働きたいという方もおられますし、しっかり働きたいという方もおられますので、そのあたりはご意向を伺いながら、補助員はしっかりと確保し

つつ、支援員さんの勤務のご希望にも合うような形で。補助員さんは、あくまで置くことができるということです、そのあたりで調整しながらという対応をしてまいりたいというふうには考えております。

木澤委員

ことしの春に学童の総会がありまして、その中でもやっぱり、指導員さんの体制の充実がないと学童保育も安全に運営していただくのが難しいということで、やはり指導員さんが、今、本当に基準ぎりぎりの中です、もう目いっぱいシフトを組んで運営されているという声も、保護者のほうからですね、改善を求める声がありまして、今後ですね、補助員さんを入れていただくに当たっても、その基準についても、基準は基準としてきちっと持っていたかなければいけないですけども、本当にかつかつで回すってというようなことについては避けていただきたいなと。特に夏季休暇なんかについては、実際に申し込んで来られない方がいるっていう面もありますけども、それでも、ときには基準をオーバーしているときも日によってはあるんじゃないかなっていうふうに心配するんです。

斑鳩町は、待機児童は出さないということで受け入れられている点については、評価もしてきましたし、今後についてもできるだけ受け入れはしていただきたいと思いますと思いますけども、だからといって、事故が起こってしまっただけでは何にもなりませんので、その点については、指導員さんの体制を充実していただいて安全な運営ができるように進めていただきたいと思いますというふうに思いますので、お願いをしておきます。

委員長

ほかにございませんか。 伴委員。

伴委員

初日の本会議で同僚議員から質問があつて町長が答弁された件で、ちょっと質問させていただきたいんですが、私自身は今までの町長の考え、今までおっしゃってきたことに対して、どちらかと言ったらそのとおりの違ふかなと。やっぱり親子で食事をしていくほう、行政は、例え世間はだんだん、だんだん、やっぱり働く女性がふえてきて難しい問題はあるけど、行政はやはりそっちのほうでなく、そっちでなく、やっぱり親子

で会話の時間をとって、食事をしてっていうようなお話をずっとされてきたと思うんです。ただ、本会議で、町長がここでおっしゃられたことで、ちょっと町長にお聞きしたいんですけど、これ、ちょっと読ませていただきます。28年度検討した中で、職員からもいろいろなご意見をいただいていますね、そういう事情を考えたら、職員の子どもを預けていることを考えたら、いろいろとそういうことも配慮せなあかんと、こういうことをおっしゃられたんですけど、この職員っていうのは、これ、役場の職員さんっていうような格好でとらせていただいているのでしょうか。

委員長 小城町長。

町長 今、伴委員あるいはまた総括質疑で質問あったようにですね、我々としてはやっぱりそういう意見を聞いていく、それが一番大事だと思いますし、やっぱりいつまでも、それは私自身は、原則はやっぱりそれは6時半あるいは7時ぐらいには食事をせないかんと。ただ、いつまでもそういうことが可能であるのか、ないのか、それはやっぱり行政として考えていかざるを得ないだろうと。また、広域圏行政を見ても、あるいはまた香芝市を見ても、やっぱりいろいろなことをされています。そういうことをやっぱり考えたら、私自身も、やっぱり孫がおったら、孫の関係等を考えたらですね、やっぱりそういうことも踏まえていったら、生活様式が変わってきているわけです。我々が言うている時代はやっぱり朝7時、あるいは昼12時、あるいは晩7時というような食事をしていました。しかし、もう現状は、なかなか、昼の場合は必ずその施設で、学校で、食事は12時ごろにはやっぱり食事はされます。しかし、朝、あるいは晩、その形態はほとんど崩れてきているというような感じですね。

そういうことを踏まえたら、やっぱりそういう、今、世間から考えたら、何にも一緒に、待機児童でも、こんなのもともからいうたら、保育行政というのは厚生省がやっていたんです。そして、幼児教育は文部科学省がやっていたんです。だから、そういう点から考えたら、今、子ども園も、これがええのか、悪いのか。これは補助がもらえるからやっ

ているというようなこともありますけども、やっぱり奈良市でも、あるいはそういう議会を聞いていたら、原則として子ども園というのは、議会の議員さんの中でも、そういうものはいいか、悪いかという議論はされています。やっぱり理事者側にとっては、そういうことをやっていかなかったらその施設を賄い切れないと、待機児童を入れなきゃいけないという部分もございますからですね、そういうふうになってきていると私は思っています。

ただ、私は、斑鳩町の場合は、やっぱりそうして、幼児教育と、それからこの保育との関係は充実をしてですね、斑鳩町の場合は法隆寺幼稚園に、幼稚園行政を最初、私立でやっていただいて、それから47年から8年に斑鳩幼稚園をつくって、それから各学校に幼稚園が配備された。そして、それから、保育所というのは4つほどありましたけども、今は2つですけど、そういう中で、できる限り保育所を増設をしながらですね、幼児を、園児を守っているということですね、今も、私立の関係についても、大体1年か、2年でですね、こうしてできたということは、私はやっぱりそういう点についてはご理解をいただいてですね、やっているということでございますし、その関係等については、総括質疑で質問されたり、やっぱり町の職員がそういうことでいろいろ汗水をかきながらですね、やっていることを考えたら、意見も聞いて、そしてやっぱりそういう中で来年度の予算を組んでいく中で、どうしてあるべきかということは、副町長とか、あるいはまた教育長にも相談を申しあげてですね、やっぱりそれはもう町長、そういうことせないかんということでございますからですね、私もやっぱり29年度についてはこの時間延長を認めていくということになってまいりましたし、我々としても、そういう努力をしていきたいと思っております。

伴委員

今の社会情勢からそういう形をとってこうという形で、今までおっしゃられてきたやつはなかなか維持するのが難しいんやという、今、お話を聞いたと思うんですわ。それで、結局、今現在の学童保育に預ける父兄の声なんかもやっぱり相当あったわけでしょうか。ちょっとお聞きしたいんですが。

町 長

木澤委員さんもおっしゃっていますように、学童保育からの要望事項は、もう最初できた段階は、斑鳩のここに学童保育室をつくりましたけども、今、小学校の中に、資料室のところで学童保育室を。しかしそれも、トイレが遠いとか、ああいう関係で、皆さん方のご理解いただいですね、そしてまた、斑鳩小学校の敷地内に学童保育室をつくらせていただいで、非常に保護者から非常に評価をされたということもございませう。西も東も。そして、西については、やっぱりトイレの関係もありますから、トイレの関係、議会の皆さんには、最初は、あんなもん高いやないかと。その予算では、予算が少ないからといって、今度また新しくさせていただきますけども、あれについても、中にはです、いっぺん出やんないかんということもおっしゃっておられます。やっぱり、今、便利さですから、やっぱりそういうことが。あとあと増設していく、あるいはそういうことになっていったら、大変なことになってきます。考えますと、新しく建てれば一番それは綺麗ですけども、やっぱり財政的な計画、あるいは皆さん方、議会との話し合いの中で進めていくわけですから。

そういうことで、私は、保護者からもやっぱりいろいろなご意見をいただく中でそういうことを進めていくと。それはもう要望事項には挙がっています。しかし、私は、28年度まではこのまま現状でいくということできましたけども、やっぱり皆様のご意見を集約する中で、この29年度からはそういう形でやっという姿勢に変わったわけございませう。

伴委員

今のお話で、父兄のほうからも、相当、今までからも要望があったということはわかりませう。

あと1点だけ。初日の本会議で、職員さんという話があつて、これは職員さんからも声が上がっているというのはわかつたんですが、これ、大体、普段、残業つていうのは、ずっとやっぱり残業してもらっている、そういう状況があるからそんな形になっているのか、そのあたり、結局、大体定時で大体終わる場合が多いんやけど、たまにそういうケースがあ

るのか、ちょっとそのあたりだけお聞きしたいんですが。

町 長

今、おっしゃっていただくように、職員というのは、やっぱりほかのことも考えながら、自分らのこの職域だけの問題を考えるんじゃないしに、やっぱりほかのことも勉強してきます。だから、そういうこともやっぱりご理解いただく中で、そういうものも踏まえてですね、やっていかざるを得ないと。

ただ、私はやっぱり、今、職員が残業するからどうかという問題よりも、私は、今、あえて、東京都の知事が言ったように、もう8時に晩になったら閉庁しようというぐらいの気持ちを持たなかったら、これ、できません。何ぼでもいたらいいのかということになってきますから。昔は私はやっぱりこの庁舎が10時ぐらいまで電気ついていたら、町民の方々は、職員さん、よう働かはりまんなど、こう言っていたんです。しかし、いろいろなことから考えていったら、何でそんな遅くまで働いてはりますのという、また、議論が出てくるわけです。だから、そういうことを踏まえてですね、今、やっぱり一番難しい問題は、残業したからその超過勤務手当を払っていくかということになってくるわけですから。今、木澤委員もよくおっしゃいますけども、サービス残業、サービス残業とおっしゃるけども、やっぱりそこらをはっきりしていかなかったら、私は、公務員の体制というのは、こういう庁舎というのは、守っていく立場の中で、いつも副町長にも、あるいは職員の朝礼でも言うんですけども、誰と誰と残って何時間、その2時間やったら2時間残ってやっていくということではなかったら、なかなかこれはできないということでございますから。やっぱり健康管理がありますから。ただ、組合さんは必ずおっしゃるわけです。この協定の中で、やっぱり労働時間がある中で、やっぱり職員が病気になったらあかんよってに、それはもう休暇は休暇でとってほしいという組合の要望を聞きますと、我々としてはそれに応えていこうということではやるわけですけども、ただ、残る、残るということで、残業がふえていくということは、それはやっぱり考えていかなければいけないと思いますし、健康管理を考えたら、そういうことも踏まえてですね、やっていかないとはいけませんし、職員は、いろいろな

ことを角度から勉強しながらですね、我々にそういうアドバイスをいただくということを、私は、ありがたいことに、そのことをまた聞かせていただいて、それを実行していこうということで、これでなったと思っています。

委員長           ほかにございませんか。   小林委員。

小林委員       来年度から斑鳩町に黎明の学童保育ができるという中でですね、思ったより保護者の金銭的負担も、現場の方々の負担も大きくなるのかなという中でですね、黎明の学童保育との連携というかですね、来年度どのように黎明さんがされるという情報収集というのはされているのか、お尋ねします。

町 長           今、小林委員おっしゃっているのは、来年度は恐らくまだ建っていきますから、30年度4月から、平成30年の4月から、順調にいけばですよ、建物ができるのは、この29年度中に恐らく建設をされるということに、今、皆さん方に説明をされていますから。30年ですから、その1年間の間に、うちはもうスタートしますから。その辺のことはやっぱり、それは恐らく黎明さんのほうはやっぱり金銭的にはちょっと高いと思いますし、せやけど、今考えたらやっぱりそういう公立と協働しながらやっていただくのがベターではないかなと思っておりますし、そういう努力はしていただくようお願いしたいし。ただ、黎明さんの場合は、この7時半っていうやつを、10時までか、8時までか、9時までか、それは時間、ちょっと遅くなると思いますから、そういう点については、非常に我々としては助かっていると思っております。

委員長           ほかにございませんか。

                  ( な し )

委員長           これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第55号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(8)議案第58号 平成28年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 福居財政課長。

財政課長 それでは、議案第58号 平成28年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

財政課長 それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、歳入からご説明させていただきます。

補正予算書の9ページをお開きいただけますでしょうか。

初めに、第12款 分担金及び負担金、第2項 負担金では、第1目 民生費負担金の第1節 児童福祉費負担金で、私立保育園の入所児童数が当初見積もりを上回ることから685万1,000円の増額をお願いするものであります。

次に、第14款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民生費国庫負担金の第1節 児童福祉費負担金で、分担金及び負担金と同様の理由により848万3,000円の増額、第2節 障害福祉費負担金で、障害児福祉サービス給付費及び更生医療費等給付費が当初見積もりを上回ることから、合わせて608万8,000円の増額をお願いするものであります。

次に、第2項 国庫補助金では、第1目 総務費国庫補助金の第1節

総務費補助金で、社会保障・税番号制度の情報連携について、国の標準仕様の変更に伴うシステム改修が追加で必要となることから、補助金52万5,000円の増額、新たな創業支援事業を実施するに当たり地方創生推進交付金を活用することから45万円の増額をお願いするものであります。10ページにかけての第2目 民生費国庫補助金では、第1節 児童福祉費補助金で、学校法人斑鳩学苑の小規模保育所整備の支援に当たり、補助対象事業費が追加承認されたことから、372万4,000円の増額、第2節 障害福祉費補助金で、障害者移動支援等事業費が当初見積もりを上回ることから66万7,000円の増額、第3節 社会福祉費補助金で、経済対策分の臨時福祉給付金給付事業の実施に要する補助金、合わせて7,898万6,000円の増額、第4節 老人福祉費補助金で、町内グループホームの介護機器取付費への補助が国の交付金の対象となることから185万4,000円の増額をお願いするものであります。第5目 土木費国庫補助金では、第1節 道路橋りょう費補助金で、歴史的風致維持向上計画に基づく舗装の美装化を行うに当たり国の補助金を活用することから、900万円の増額をお願いするものであります。なお、この舗装美装化に係る事業費につきましては、議員懇談会でお示しした金額から増額となっており、それに伴う財源として、国庫補助金、町債も増額となっております。また、あわせて繰越明許費の予算補正を追加しております。

次に、第15款 県支出金、第1項 県負担金では、第2目 民生費県負担金で、国庫負担金と同様の理由により、第2節 児童福祉費負担金424万1,000円、第3節 障害福祉費負担金304万3,000円の増額をお願いするものであります。

11ページにお移りいただきまして、第2項 県補助金では、第1目 民生費県補助金で、福祉医療費助成等に係る県補助対象分の決算見込みにより、第1節 社会福祉費補助金22万4,000円の増額、第2節 児童福祉費補助金60万円の増額、第3節 障害福祉費補助金の心身障害者医療分70万円と精神障害者医療分50万円の増額、地域生活支援事業費補助金で、国庫補助金と同様の理由により33万3,000円の増額をお願いするものであります。

次に、第17款 寄附金、第1項 寄附金では、第1目 寄附金で、ふるさと納税の申し込みが現在約1,000万であり、当初目標としていた500万円を大幅に上回ることから、第1節 教育費寄附金228万円、第2節 福祉費寄附金262万円、第3節 都市計画費寄附金105万円、第4節 総務費寄附金5万円の合わせて600万円の増額をお願いするものであります。

12ページをお開きいただけますでしょうか。第21款 町債、第1項 町債では、第1目 土木債の第4節 道路橋りょう環境整備事業債で、国庫補助金で申しあげた舗装の美装化に係る事業費の財源として、810万円の増額をお願いするものであります。

以上が、歳入にかかわる内容であります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。本補正予算では、本年4月に実施した人事異動及び人事院勧告等に伴う人件費の補正をそれぞれの費目において計上させていただいております。

13ページにお移りいただけますでしょうか。主な歳出の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

初めに、第1款 議会費では、人件費の補正をお願いしております。

次に、第2款 総務費、第1項 総務管理費では、第1目 一般管理費で人件費の補正と、14ページをお開きいただきまして、第13節 委託料で、10月からの有償のコミュニティバス実証運行の開始に伴い、従来の運行業務委託の年間契約を半年で解除したことによる不用額438万9,000円の減額をお願いするものであります。第3目 財政管理費では、歳入で申しあげましたふるさと納税額の増に伴う報償費250万円の増額をお願いするものであります。第6目 企画費では、町制70周年記念事業にいただいた総務費寄附金5万円の財源振替をお願いしております。

次に、15ページにかけての第2項 徴税費、第3項 戸籍住民基本台帳費、第6項 監査委員費では、それぞれの目におきまして人件費の補正をお願いしております。

16ページをお開きいただけますでしょうか。

第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第1目 社会福祉総務費

で人件費の補正と、第25節 積立金で、歳入で申しあげました福祉費寄附金のうち、福祉基金への積み立てを希望される寄附金の積立金100万円の増額と、第28節 繰出金で、国民健康保険事業特別会計における人件費の補正により79万3,000円の増額と、歳入で申しあげた社会保障・税番号制度の情報連携等に係る補助金の増に伴う財源振替をお願いするものであります。第2目 国民年金事務取扱費では、人件費の補正と、第13節 委託料で、社会保障・税番号制度における情報連携について、国の標準仕様の変更に伴うシステム改修が追加で必要となることから、10万6,000円の増額をお願いするものであります。第3目 老人福祉費では、国の交付金を活用して、町内グループホームの介護機器取付費への補助金を交付することから、185万4,000円の増額をお願いするものであります。17ページにお移りいただきまして、第5目 医療対策費では、各種福祉医療費助成が当初見積もりを上回ることから、第12節 役務費で22万4,000円、第20節 扶助費で、合わせて610万円の増額をお願いするものであります。第7目 障害福祉費では、歳入で申しあげました障害者移動支援等事業費が当初見積もりを上回ることから、第13節 委託料で、合わせて238万6,000円の増額、更生医療費給付費、障害児福祉サービス給付費等が当初見積もりを上回ることから、第20節 扶助費で、合わせて1,217万8,000円の増額、また、社会保障・税番号制度の情報連携等に係る補助金の増に伴う財源振替をお願いするものであります。第9目 介護保険事業繰出費では、第28節 繰出金で、介護保険事業特別会計における人件費の予算補正と、社会保障・税番号制度の情報連携等に係る補助金の増に伴う財源振替をお願いしております。第11目 後期高齢者医療費では、第28節 繰出金で、後期高齢者医療特別会計における事務費の予算補正に伴い6万6,000円の増額をお願いするものであります。18ページにかけての第13目 臨時福祉給付金給付事業費では、歳入で申しあげました経済対策分の臨時福祉給付金が給付されることから、その給付に要する費用、合わせて7,898万6,000円の増額をお願いするものであります。なお、本事業につきましては、繰越明許費の予算補正もお願いしております。

次に、第2項 児童福祉費では、第1目 児童福祉総務費で、人件費の補正と、次世代育成の充実にいただいた福祉費寄附金の財源振替をお願いしております。19ページにかけての第2目 保育園費では、人件費の補正と、第19節 負担金補助及び交付金で、歳入で申しあげましたとおり、学校法人斑鳩学苑の小規模保育所整備の支援に当たり、補助対象事業費が追加承認されたことから、418万9,000円の増額をお願いするものであります。第3目 児童保育費では、第13節 委託料で、私立保育所の入所児童数等が当初見積もりを上回ることから、合わせて3,434万5,000円の増額をお願いするものであります。第5目 児童手当支給事業費では、人件費の補正をお願いしております。

次に、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、20ページにかけての第1目 保健衛生総務費で、人件費の補正をお願いしております。第2目 感染症予防費では、第13節 委託料で、社会保障・税番号制度の情報連携について、国の標準仕様の変更に伴うシステム改修が追加で必要となることから、71万3,000円の増額をお願いするものであります。第4目 健康増進事業費では、健康づくりの推進にいただいた福祉費寄附金33万円の財源振替をお願いしております。

次に、21ページにかけての第2項 清掃費では、それぞれの目において人件費の補正をお願いしております。

次に、第5款 農林水産業費では、人件費の補正をお願いしております。

22ページをお開きいただけますでしょうか。第6款 商工費、第1項 商工費では、第1目 商工総務費で、人件費の補正をお願いしております。第2目 商工業振興費では、歳入で申しあげました観光振興及び産業振興を目的とした新たな創業支援事業を実施することから、第8節 報償費から第14節 使用料及び賃借料まで、合わせて90万円の増額と、第15節 工事請負費で、(仮称)創業支援センター等の整備について、地方創生推進交付金を活用するため平成29年度以降に延期することから、600万円の減額をお願いするものであります。

23ページにお移りいただきまして、第7款 土木費、第1項 土木管理費では、第1目 土木総務費で、人件費の補正をお願いしております。

す。

次に、第2項 道路橋りょう費では、第1目 道路維持費で、歳入で申しあげましたとおり、歴史的風致維持向上計画に基づき三町地区内町道において舗装の美装化を行うことから、第15節 工事請負費で1,800万円の増額をお願いするものであります。なお、本事業につきましては、繰越明許費の予算補正もお願いしております。

24ページをお開きいただけますでしょうか。第4項 都市計画費では、第1目 都市計画総務費で、人件費の補正をお願いしております。第2目 公共下水道費では、第28節 繰出金で、公共下水道事業特別会計における人件費の予算補正と、本特別会計において、下水道使用料の増額が見込まれることなどにより、合わせて491万2,000円の減額をお願いするものであります。第7目 景観保全対策事業費では、自然環境の保全と活用等にいただいた都市計画費寄附金105万円の財源振替をお願いしております。

次に、25ページにかけての第9款 教育費、第1項 教育総務費では、第2目 事務局費で、人件費の補正をお願いしております。

次に、第2項 小学校費、第1目 学校管理費では、人件費の補正と、第11節 需用費で、屋内消火栓設備修繕費用として221万8,000円の増額をお願いするものであります。第2目 教育振興費では、県費教員の配置状況等により常勤講師が増員となったことから、第4節 共済費120万円、第7節 賃金828万1,000円の増額をお願いするものであります。第3目 保健体育費では、人件費の補正をお願いしております。

26ページをお開きいただけますでしょうか。

第4項 幼稚園費では、第1目 幼稚園費で、人件費の補正と、平成29年度からの新たな方法による給食提供の実施に伴い、事前の設備改修等を行うことから、第11節 需用費で、修繕料209万5,000円、第18節 備品購入費で、給食用備品178万4,000円の増額をお願いするものであります。

次に、27ページにかけての第5項 社会教育費では、第1目 社会教育総務費と、第2目 公民館費において、人件費の補正をお願いして

おります。第4目 文化財保存費では、第25節 積立金で、歳入で申しあげました教育費寄附金分として、斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金への積立金228万円の増額をお願いするものであります。第5目 図書館管理運営費では、人件費の補正と、町立図書館において平成29年度から電子図書館サービスを開始することから、第13節 委託料で、システム構築業務委託料75万6,000円、第14節 使用料及び賃借料で、電子書籍108万円の増額をお願いするものであります。第6目 文化財活用センター管理運営費では、人件費の補正をお願いしております。

28ページをお開きいただけますでしょうか。

第6項 保健体育費では、第1目 保健体育総務費で、人件費の補正をお願いしております。

次に、第12款 予備費では、今回の予算補正に要する財源として495万3,000円の充当をお願いしております。

恐れ入りますが、5ページにお戻りいただけますでしょうか。第2表 繰越明許費についてであります。歳出のところで申しあげましたとおり、第3款 民生費、第1項 社会福祉費で、経済対策分の臨時福祉給付金給付事業として7,898万6,000円、第7款 土木費、第2項 道路橋りょう費で、道路環境整備事業として1,800万円の予算措置をお願いするものであります。

6ページをお開きいただけますでしょうか。第3表 地方債補正についてであります。歳入のところで申しあげましたとおり、道路橋りょう環境整備事業として、限度額2,180万円とする地方債の変更をお願いするものであります。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。予算総則を朗読させていただきます。

( 予算総則朗読 )

財政課長 以上で、議案第58号 平成28年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)につきましてのご説明とさせていただきます。ご理解を賜りまして、

原案どおりご可決いただきますよう、お願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 まず1点はですね、ふるさと納税の関係なんですけども、これ、歳入のほうで600万円と、歳出で250万円ふえていますけども、この理由について、ちょっとお尋ねします。

財政課長 本年6月からインターネットによるふるさと納税の申し込みを開始しましたことから、かなりのPR効果がございまして、ふるさと納税、現在、1,000万を超える額となっております。この補正予算では、最終1,100万円とする補正予算となっております、その分、お礼の品の送付に係る経費が必要となりましたことから、この報償費250万円増額補正させていただいたところでございます。

木澤委員 わかりました。

あともう1点ですね、給食費の、教育費のところ、幼稚園費の維持管理ということで、予算計上していただいていますけども、これ、新たに幼稚園給食のシステム変更に伴ってに必要な費用の計上だと思うんですけども、これの中身を教えてくださいませんか。

委員長 安藤教委総務課長。

教委総務課長 給湯室のですね、設備改修等を考えております。内容といたしましては、電磁調理器、IHへの改修、換気扇や流し台等の改修、あと、それに伴います電気設備の改修も必要になってまいります。また、配膳テーブル等のですね、備品等の購入もあわせて考えております。以上でございます。

木澤委員 幼稚園給食が充実をされるということで、その設備改修されるという点については必要なことだというふうに思いますので、別に異議がある

わけじゃないんですけども、ただ、心配していますのは、一度あそこに持ってきてから温めなおすということで、その工程がどんなものなのかというのと、あと、いてはる教員さん、職員さんの負担がどれだけふえるのかなということが保護者からも心配されていて、ちょっと具体的にどういう工程で温めて、どれぐらいの時間がかかるのかというので、わかる範囲で構いませんので、ちょっと教えていただきたいんですけども。

教委総務課長 各園にですね、今、子どもが約80名から90名おります。おらずにつきましては、2品か3品程度というふうになっております。1回の鍋で1人1食分ですね、というのはなかなか難しいのかな、それを2回程度にですね、分ける必要があるのかなというふうに考えております。ですので、それが仮に3品あるとですね、6回、こう、サイクルをですね、繰り返ししていく必要があるのかなと。1回当たり10分から15分程度ですね、湯煎するということになっておりますので、1時間ないし1時間少々ですね、湯煎にかかる時間がかかるだろうと、そのようには考えております。

木澤委員 1時間程度、給食の準備に時間が、今までよりもかかるようになるということで、体制については、何か補充とか、充実をしようと思っはるのか。その辺については、どうなんでしょうかね。

委員長 清水教育長。

教育長 ご心配おかけしております点につきましては、さきの総合教育会議でも、総合教育会議、開催したんですけども、そこでも教育委員の中でそういう議論がある中で、町長から、それについての補助員、各幼稚園少なくとも2人ずつぐらい配置しようと考えているという、おっしゃっていただいていた。その補助員でその給食の食材の温め等々対応していったですね、できるだけ教員等には負担がかからない方法を模索しているという状況でございますので、よろしく申し上げます。

委員長 ほかにございませんか。 伴委員。

伴委員 19ページの児童保育費の、これ、委託料ということで、結局、町外の公立、私立の保育所のほうに、保育園のほうに行かれています。私、これ、黎明さんができるときに、その辺の関係も変わってくるだろうとちょっと思っていて、そういうお話も聞いたかと思うんですが、ちょっと、たしかこの辺で、ちょっと副町長、この辺、これ、金額ふえているのはどんな状況なのか、ちょっとわかればお答え願いたいと思います。

委員長 池田副町長。

副町長 私立保育園の入所の状況でございます。これにつきましては、当初、担当課、予算査定の段階で担当課から、12月ですね、12月の時点で担当課、当時福祉課ですけども、でつかんでいる数字を当初計上させていただいております。ただ、それ以降、それ以降ですわね、12月以降、ないしはまた4月以降について、途中で入られる方もおられますし、黎明だけでなく、そのほかの私立の保育園もふえておりますので、このように負担金がふえてきたということで、ただ、12月以降のその状況については、どうしても担当課、今、つかみきれない状況にもなっております。それ以降のやはり各家庭の状況もありますので、黎明さんもふえておるし、ほかの私立保育園もふえておるということでご理解をいただきたいと思います。

伴委員 福祉を充実、特に保育園を待機児童を出さないということで充実していただく、それに対して、需要っていいですか、ニーズがどんどん、どんどんふえていって、それがやっぱり非常に町行政の財政を圧迫していくほどになっていくん違うかと、ちょっと心配するところがあるんですが、そのあたり、どうですか。

副町長 以前にも、予算委員会と決算委員会でご答弁させていただいておるん

ですけれども、まず第1点、私立保育園に行かれましたら、例えばもう子どもさん、0歳児は1人当たりいくら、5歳児は1人当たりいくらという、もうその保育園に払う単価、国基準で決まっておるんですわ。例えば、1人7万円ですよと。あと、いろいろな加算ありますけれども、例えば長時間とか、障害児保育の加算ありますけれども、その単価決まっておりますので、この単価について、あと、国2分の1、県4分の1補助金ありますので、もう町の持ち出しというのは決まっています。そのときに、どうしてもいろいろな単価出したときには、財政、その4分の1は負担になりますけれども、これを例えば、また民間か私立の話になったらまたいろいろ語弊がございますけれども、仮にこれが公立の保育園に行かれたら、その先生の給与とかいろいろ、給料とかいろいろな、給食のその食材の分とか、いろいろなことを考えますと、負担にはなるけれどもそうではない、そこまでは、町立まではいかんということで、もう結論としては、もう負担にはなりません。子どもさんが保育園へ行かれたら負担になる、幼稚園へ行かれたら負担になる、それはもう間違いないです。ただ、そのときに、例えば転入して、子どもさんおられると、それで、お父さん、お母さんおられると、その方が町にあって人口がふえていくと、それで町が活気づくと、そういうサイクルになっておりますので。この国の予算も見ていただいたらわかりますように、子どもさんの施策についてはどんどんふやしていっておられるということになってきます。

委員長

ほかにごございませんか。

( な し )

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第58号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

ここで、10時55分まで休憩いたします。

( 午前10時38分 休憩 )

( 午前10時55分 再開 )

委員長 再開いたします。

次に、(9)議案第64号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合同約の変更についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 加藤総務課長。

総務課長 それでは、議案第64号 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合同約の変更について、ご説明を申し上げます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

総務課長 本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、規約の改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしく願いをいたします。

議案書の末尾をごらんいただけますでしょうか。

今回の規約変更につきましては、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体のうち、西和衛生試験センター組合が解散され、本組合を組織する地方公共団体でなくなることに伴い、本組合を組織する地方公共団体の数が減少することとなり、規約の一部を改正する必要があるため、地方自治法第286条第1項の規定に基づき奈良県知事に許可を申請するに当たり、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、施行期日でございますけれども、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第64号 奈良縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良縣市町村総合事務組合同規約の変更についての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

( な し )

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第64号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査について、(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 真弓生涯学習課長。

生涯学習  
課長

それでは、2. 継続審査 (1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、報告させていただきます。

初めに、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。

10月29日から11月27日まで開催いたしました秋季特別展「藤ノ木古墳の武器・武具展—武装から藤ノ木古墳を考える—」につきましては、2,418人の方にご見学いただきました。前年度と比較いたしますと、636人、20.8%の減となっております。減少した主な理由としましては、団体客が去年は多かったこと、秋の史跡藤ノ木古墳石

室特別公開の見学者数が少なかったことによることの影響などによるものと分析しております。

次に、中学生以上の大人を対象に開催いたします斑鳩考古学講座につきましては、去る11月27日に文化財めぐりの開催を計画しておりましたが、雨のため、中止したところであります。

以上、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてのご報告であります。よろしくお願ひ申しあげます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑・意見があれば、お受けいたします。ありませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
継続審査については、一定の審査を行ったということで終わります。  
次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

(1) 及び(2)につきましては、先ほど付託議案とともに説明等が終わっておりますので、(3) 斑鳩町空き家総合対策事業(案)について、理事者の報告を求めます。 植村総務部長

総務部長 今般、空き家につきましての総合対策事業につきまして、大筋の取りまとめを行いましたので、斑鳩町空き家総合対策事業(案)について、ご報告申しあげます。

資料3に沿って、その概要案をご説明いたします。

まず、大きな柱としては、3つございます。

その1点目でございます、空き家の適正管理の促進についてでございます。

その1点目の所有者への啓発でございますが、固定資産税の納税通知書の送付時等にチラシを配布するとともに、町ホームページや広報紙において情報の提供を進め、家屋の管理について所有者の意識の向上を図ってまいりたいと考えており、平成29年度から実施する予定といたし

ております。

2点目は、空き家相談会の開催でございます。NPO法人と連携をし、空き家の維持管理、賃貸、売買、活用方法など、空き家についての総合的な相談会を開催することといたします。平成29年度から実施していきたいと考えております。

次に、大きな2点目でございます、老朽危険空き家の除却についてでございます。

その1点目、老朽危険空き家等の解体支援でございます。安全管理や環境衛生上の問題がある空き家を自主的に解体する場合に、その解体費用の一部を助成しようとするものであり、平成29年度から実施したいと考えております。

2点目の空き家の跡地利用でございます。安全管理や環境衛生上の問題がある一定の条件を満たした空き家の解体について、除却後の土地を町に寄附することを条件に、町で解体工事を行おうとするものでございまして、これにつきましては、その実施に向けた検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、大きな3番目、空き家の利用促進についてでございます。

その1点目の、空き家活用促進改修の支援及び子育て世帯移住促進の支援についてでございます。まず、空き家を居住目的で購入して改修する場合や、居住目的の賃貸を行うために改修する場合に、その改修費用の一部について助成しようとするものでございます。

また、居住者が子育て世帯である場合や、三世代で同居する場合、あるいは転入者の場合は、その助成金を加算しようとするものでございまして、平成29年度から実施してまいりたいと考えております。

2点目の空き家の利用促進についてでございますが、空き家を売却または賃貸しようとする場合、空き家に残された家財道具の処分費用の一部について助成を行い、また、リユース可能な家財道具は町のイベント等で希望者に無料で譲渡し、その有効活用を図ることとするものでございまして、これについて、その実施に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

3点目は、空き家バンクの創設でございます。空き家の利用及び定住

促進を目的に、空き家の利用を希望する方と町内に居住することを希望する方に情報提供を行うための空き家バンクについて、その創設を検討するものでございます。

裏面をごらんいただきたいと思います。これにつきましては、平成29年度から実施を予定をいたしております助成事業について、改めてまとめたものでございます。

事業番号の1番、老朽危険空き家等解体の支援では、老朽危険空き家等解体支援事業の補助金として、1件当たり30万円、上限でございますが、考えているところでございます。

次に、事業番号2の空き家活用促進改修の支援では、空き家活用促進改修支援事業の補助金といたしまして、1件当たり30万円、上限でございますが、考えているところでございます。

最後に、3番目の子育て世帯移住促進の支援につきましては、上記の空き家活用促進改修支援事業補助金の対象者であって、かつ、子育て世帯等である場合は、同補助金の補助上限額の引き上げを行うとともに、引越し費用の一部を補助することにより支援を行っていくものでございまして、その欄にございますように、子育て世代改修費加算で1件当たり20万円、三世代同居・近居改修費加算で1件当たり10万円の加算を考えているところでございます。また、引越し費用補助金といたしまして、1件当たり10万円の助成を考えているところでございます。

なお、右の欄の金額、予算要求額と書いておりますものは、現段階の予算の要求段階の数値でありますことをご了承いただきたいと思います。

これら事業につきましては、今後、それぞれの担当課におきましてさらに詳細を詰めた上で補助要綱等を整備し、事業費を当初予算に計上してまいりたいと考えておりますので、ご了承くださいますよう、お願い申し上げます。以上でございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、意見があれば、お受けいたします。  
伴委員。

伴委員

ちょっと教えてほしいんですが、まず、一番上の所有者の啓発、これ、

今現在、固定資産税というのは、もし共有であった場合、2分の1、2分の1、または3分の1とか、3分の2とか、いろいろありますわな、その場合、お1人、共有でもお1人の方に納税通知書を送られているのか、それとも、お2人おられたらお2人に分割してというようなケースもあるのか、ちょっとそのあたり、教えてほしいんですけど。

委員長 本庄税務課長。

税務課長 共有物件に係ります固定資産税の納税通知書でございます。まず、共有物件に関しましては、代表者の方に1年間の税額を納付書をつけて送らせていただいております。共有者の方に関しましては、別世帯の場合についてのみ共有通知という形で案内を送らせていただいております。こういう状況でございます。

伴委員 なるほど。ということは、一緒にその不動産にお住まいの場合は代表者、そして、別世帯で、この場合特に空き家ですわな、空き家の場合やったら、正直言うてもう、共有者全員に納税通知書を送られていると、固定資産の、と考えてええわけですか。

税務課長 共有者の方全員に案内を送っております、その代表者の方には納付書をつけて、それ以外の方に関しましては共有通知ということでご案内を差し上げていると、こういうことでございます。

伴委員 ということは、これ、納税通知書ですから代表者だけと考えて、納税通知書やから、これ、代表者だけになるわけですか。もし空き家で、共有の方が3名なり、4名なり、お2人なりいはった場合は、お1人、それでええわけですな。お1人の1通だけにそれを入れるという、でええわけですな。

税務課長 今現時点で考えておりますのは、その共有者の方も、納付書は入っておりますけれども納税義務がある、いわゆる物件の所有権があるとい

う方になりますので、ご案内のほうはあわせて送らせていただくということで、今現時点では考えております。

伴委員

そうしてもうたら、結局、どうしても共有者というのは、ほかの共有者がやってくれるやろうというような考えがお持ちの方もおられるので、それはそないしていただいたほうがええと思います。

続きまして、1の②の空き家相談会、このNPO法人、たしか厚生委員会の委員でも、傍聴させていただいて、同僚の議員から質問があったと思います。ちょっとぴんときませんねん、このNPO法人と連携して、そして相談会を開催する。連携ということは、町も絡んで、これ、賃貸、売買、維持管理、そのあたりの相談を受けるということなんですけど、このNPO法人というのは、必ずその目的、結局どういうことを、社会的にプラスになるような目的っていうものを定めて、そして設立されている。どんな感じのNPOになりますの、こういうような、賃貸や、売買や、こういうようなものを社会的に、公益上プラスになるような団体という、そういう事業されているNPO法人いうたら、どんな感じになりますねやろ。

委員長

加藤総務課長。

総務課長

今現在で想定しておりますのは、このNPO法人の中で、こういった空き家の利活用の促進に特化したNPO法人も県内でございますので、そういったところで、専門的に今もそういった相談会を開催されているところもございますので、そういったところと連携をさせていただいて、具体的なそういった相談窓口等を設けていくということ、現在、考えております。

伴委員

今の回答では、実績のあるNPO法人やということでこういうような格好を考えておられると。わかりました。

次、下の2の①なんですが、これもちょっと教えてほしいですねんけど、安全管理や環境衛生上に問題がある、問題を起こしてはる方に補助、

助成を出すというような感覚というのは、ちょっと私、理解でけへんところ。これ、今現在問題起こしてはりますねやろ。何か近隣に危険な感じになっているとか、環境衛生上いうたら、においがするとか、ちょっとこう、虫湧かせているとか。そこへ助成をしていくってこの辺の考え方、ちょっと教えてほしいんですけど。その所有者に対してっていうことですね。

総務課長

今おっしゃっているとおり、そういった安全管理上ですとか、衛生管理上の問題は、本来、個人でご負担をいただいて解決をしていただくべきかとは思いますが、こういったいろいろな相談を受ける中で、町といたしましても、指導等をやっている中で1つのその手段として、解決をしていく手段としての活用を考えておりますので、決してご心配いただいているような、積極的にこういったものを活用してくださいよというような制度ではございませんので、その辺、ご理解のほうをいただきたいと思います。

伴委員

わかるようで、ちょっとわからんような感じですねんわ。結局は、問題がある所有者に対して、解決策でそれを壊す場合、助成を行う。ほんまそんなんで壊そうかなと思うのか。積極的にせえへんとおっしゃられた、なおわかりにくくて、逆にペナルティをつけていくんやという話であれば、ようわかりますねん。そんなことしてはるねん、そんなんやったらなお何かに対してペナルティをつけていくというのではわかるんですけど、助成をしていくと。今、問題を起こしてはるわけですわ、社会的には。その辺がちょっとぴんときませんねけど、ちょっとまたゆっくり、これ、また聞かせてもらいますわ。

委員長

池田副町長。

副町長

国の空き家の関連の法律ができました。今もう、ですからあと、新聞紙上等、また、報道機関もいろいろ見いただいていると思えますけども、特定空き家になって、本人さんが、町のほうで解体指示出してもし

ない場合は代執行となっておりますけども、全国的にも、代執行やった例はほとんど、1件か2件でなっております。各市町村ね。大きな市で1件か2件です。ただ、そのとき、代執行でも、そのお金について、施主に請求しても、こんなの誰も払いません。それならば、特定空き家に至るまでの段階がありますわね。いろいろ、伴委員さんも質問されるように、あそこにスズメバチ入っておるんやと、相当古い家に。それで、といがもう学童に危険やと、何とか役場でせえと。それで所有者にちゃんと指導せえと。こんなん、誰もしはりません。例えばこの方、九州に住んでおって、そんなん、もうお金もかかることやし、かといって潰したら固定資産税、今、6分の1軽減なっているけども、こんなん軽減もなくなると。という事情もあって、大概されませんねん。それならば、町としては、非常に付近の方、困っておられると。何らかの解決策として、やはり補助金でも出して所有者に解体を促すという趣旨で、ほぼ全国的にこの解体の補助という制度は、今、定着しつつあるんですわ。

そうした中で、一般質問の中でも、この議会に限らず、もう以前から、昨年からも一般質問、いろいろあります。空き家についても、何とか町として総合的に解決してくださいという、その総合的な解決のうちの1つが、この、書いておりますように、老朽危険空き家。要綱を策定する中で、先ほど部長が説明しました、この老朽危険空き家の定義が問題になってくると思うんですけども、その老朽危険空き家の定義を明確にして、これについては補助金を出していきますよということになってこようとは思いますが。例えば、もう30年たった物件で、もう誰も住まへんけども、これ、潰したいねんと。それで、潰して売却したいねんという意思が、そんな人がありましたら、そこへは当然しませんわね、補助金は。やはりこの老朽危険空き家の定義が、要綱つくる上でのこの定義がやはり大事になってこようかと考えておりますので、いずれにいたしましても、根底にあるのは、今後ますますふえるであろうこういう、いろいろな面で危険である空き家を解決していきたいという方法の1つの手段であるということだけ、ご理解をいただきたいと思っております。

伴委員

その方そのものはわかっているけど、近隣の方々のことを考えて調整

をするというような、今、ご回答やったと思うんです。ちょっと、また勉強しますので。

すみません、続けて申しわけない。長くなってすみません。

3番の①の、この、結局、居住者が子育て世代、3世代同居っていうのに助成を行うと。それなら、結局こういう形をとれば、改修する場合も出してもらったと。そのときにやっぱり借り手を選ぶような形になってしまいませんか。できるだけ若い人に貸さんと損やなというようなことになってきて、その該当せえへん方が借りにくいとか、そんな感じにはいうようなこともちょっと心配するんですけど、そのあたり、どうですやろ。

委員長 加藤総務課長。

総務課長 基本的な改修費用として、基礎額として、30万円。それとあと、子育て加算等もご用意させていただいております。特に、他団体の実績を見てみますと、一般の、そういった子育て世帯でないところも入られていますし、そのあたりはバランスよく需要と供給の関係で成り立っているのかなというふうに考えておりますので、そういったあたりは大丈夫かなというふうに考えております。

委員長 ほかにございませんか。 小林委員。

小林委員 先日、金融機関と包括連携協定が結ばれましたけれども、今回、補助金、一部補助するというので、例えばやっぱり自己資金、銀行から借りられる、例えば新しく家を買おうと、ローンとか組まれる、そういうときにですね、その連携されている金融機関から金利を安くしてもらいたいな施策もとられている自治体はあるんですけども、斑鳩町もそういうことについて、せっかく金融機関と協定して、金融機関のほうの広報にもなるし、斑鳩町としてのまちおこしにもなるし、お互いいいので、そういうことをしてはる自治体があるんですけども、そういうことを1回協議していてもいいんじゃないのかなというふうに、提案だけで

終わらせていただきます。

委員長 それは、この空き家対策においてですか。

小林委員 子育て世帯、3世代同居とか、やっぱりお金かかると思いますので、そういう自己資金を工面する若い世代、または移住してくる方々に対して、新居のローンに対する金利の。

委員長 いや、新居やなしに、空き家対策ですよ。

小林委員 それに関連してね。だから、それに対することも考えていってもいいのかなというふうに思います。

委員長 はい。もう答弁よろしい。  
ほかにございませんか。

( な し )

委員長 次に、(4)臨時職員の賃金改定について、理事者の報告を求めます。  
加藤総務課長。

総務課長 それでは、各課報告事項(4)臨時職員の賃金改定について、ご説明を申しあげます。資料4のほうをごらんいただけますでしょうか。

今回の賃金の改定につきましては、本年度の人事院勧告及び奈良県の最低賃金額の改定内容等を基礎といたしまして、臨時職員の賃金改定を行うものでございます。この改正の内容につきましては、資料の2枚目におつけをさせていただいております表のとおりでございます。土木建築技術顧問、危機管理顧問、文化財活用センター長及び青少年悩み事相談員を除く臨時職員の賃金につきまして、時間給で10円、日給で80円、月給で1,600円引き上げるものでございます。改定の時期につきましては、平成29年4月1日施行を予定をしております。

以上、臨時職員の賃金改定についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 また上げるほうなので悪いとは言いませんけども、これ、最低賃金の改定内容を基礎としてっていうふうにあったんですけども、上げないと抵触するっていうのがあったのかどうなのかっていうのと、10円っていう考え方の根拠について、お尋ねしておきたいと思えますけども。

総務課長 まず1点目の最低賃金との関係でございませうけれども、抵触するといったような事案ではございませう、今回につきましては。

それと、今回、10円の引き上げの根拠でございませうけれども、最低賃金は、今、申しあげましたとおり上回っているもので全然問題ないんですけども、もう一方の人事院勧告を当てはめていきますと、引き上げ額というのは出てこないというところになるんですけども、現在の国のいろいろな賃上げの動きですとか、近隣の状況、賃上げの状況とかを踏まえまして、10円ということで、例えば郡内で申しあげますと、平群町が、今回、840円から、斑鳩町と同じく850円に予定をされておると。安堵町につきましても、次年度以降で、830円から850円程度の賃金改定を予定されております。三郷町につきましては、据え置きで800円となっておりますけれども、そういったところも踏まえまして、今回、10円を引き上げさせていただくということでさせていただいております。

木澤委員 近隣の様子も見る中で、平均賃金っていうのがあると思えますので、その辺のところも様子を見ていかないといけないでしょうけども、一方で、正規の職員さんとの賃金格差っていうのは、広がってはいけなかなと。同一労働同一賃金っていうことは、今、安倍首相もその考え方を基本的に今後盛り込んでいきたいというふうな方向性も出しています、基本的な、やっぱり今、働く者にとってのルールやというふうな

思いますので、その辺も勘案してですね、今回上げる分について、別に悪いとは言いませんけども、今後、検討していただきたいということをお願いしておきます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 次に、(5)斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業の選考結果について、理事者の報告を求めます。 安藤まちづくり政策課長。

まちづく  
り政策課  
長 それでは、各課報告事項(5)斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業の選考結果について、ご報告させていただきます。資料5、斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業(平成29年度実施事業)選考結果についてをごらんください。

活動提案制度につきましては、住民と行政の協働のまちづくりを推進するため、住民活動団体の立ち上げを支援し、自立した継続的な活動につなげることを目的にした補助金制度でございます。9月1日から10月21日までの間で活動提案事業を募集しましたところ、10団体から応募がございまして、11月8日に開催されました選考委員会におきまして、書類審査並びに公開プレゼンテーションの内容等によって総合的に審議されました結果を受け、資料5のとおり、9事業を採択、1事業を不採択といたしました。なお、各団体には、11月30日付で審査結果通知書を送付しておりますが、平成29年度一般会計予算に当該補助金を計上させていただき、予算案を議決をいただきました後に補助事業として認定し、採択された9団体に認定通知書を送付させていただくこととしております。その後、各団体において、必要に応じて行政関係課等と協議を行いながら、実施計画に従って平成29年度に補助事業を実施されるものでございます。

以上で、協働のまちづくり活動提案事業の選考結果についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 この不採択となった事業、1事業ありますけども、これの理由について、お聞かせいただけますか。

まちづく  
り政策課  
長 不採択となった提案事業は、申請書類は期限内に提出されましたが、11月8日に開催されました選考委員会にどなたも出席されなかったことから、公開プレゼンテーションを行うことができなかつたため、不採択となりました。選考委員会の日程については、申請書提出時に住民活動センター職員より各団体にお知らせをしており、選考委員会での公開プレゼンテーションは必須要件であるところから、残念ながら今回は不採択としております。以上です。

木澤委員 それについて、提案団体のほうについて、理由なんかは聞いているんですか。

まちづく  
り政策課  
長 どなたも出ることができないということでお聞きしておりました、代表者様でなく、どなた様でも結構ですので出てくださいということをお願いしたのでございますけれども、どなたも出られないというご回答でございました。以上です。

木澤委員 もともとそういう基準で、今回、募集していますので、今回、漏れてしまったのは残念ですけども、なかなか選考委員さんも一堂に寄っていただくのは難しいかもしれませんが、今回、こういうケースがあったっていうことを踏まえてですね、今後はそういう、なるべく出ていただけるような条件づくりっていうんですかね、やっぱりせつかく提案していただいている事業でしたので、きちっと審査して、できるものやったら実施していただきたいなというふうに思いますので、また、参考になっていうんですかね、検討していただきたいのと、あと、今の段階で、

この9事業で提案された予算が合計でいくらになるのかっていうのはわかりますかね。もともと、これ、条例つくったときに、1団体上限30万円で、2団体か3団体で、90万円ぐらいでしたかね、予算だということで、当初、説明を受けていたと思うんですけども、それに対して、応募は、今、どういう状況になっているのかっていうのと、例えばその枠を超えて応募があるようやったら、きちっとそれに対応して予算組んでいこうと思っているのか、また当初予算の審査の中でもお聞きしたいと思いますけども、ちょっと今の段階でそれがわかるようやったら、お聞きしたいんですけども。

まちづく  
り政策課  
長 今年度ですね、こちらの活動提案事業の募集及び書類審査及び公開プレゼンテーションの日程を11月の初旬までに調整いたしましたのも、こちら、今、委員さんおっしゃっていただきましたように、補助額を確定した上で予算要求させていただきたいということに基づくことでございます。

現在、予算要求ベースでございますけれども、9団体で96万5,360円を要求させていただく予定としております。以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 次に、(6) (仮称)斑鳩町観光戦略(素案)について、理事者の報告を求めます。 安藤まちづくり政策課長。

まちづく  
り政策課  
長 それでは、各課報告事業の(6) (仮称)斑鳩町観光戦略(素案)につきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。資料6となっております。

初めに、本戦略の策定の経緯につきまして、ご説明をさせていただきます。

斑鳩町には、世界文化遺産である法隆寺、法起寺を初め、その始まり

を飛鳥時代に持つ多くの社寺があり、その営みは1400年にわたり存在しています。また、豊富な歴史的・文化的資源や自然環境が一体となった町並みは、斑鳩町独自の魅力となっています。しかし、これまでの観光は、法隆寺だけ拝観して帰ってしまう点型の観光であり、斑鳩町の持つ豊富な歴史的・文化的資源や自然環境が一体となった町並みなどについては、観光資源としては十分に活用できていませんでした。

このことから、斑鳩町では、歴史的風致を後世に継承していくため、斑鳩町歴史的風致維持向上計画を策定し、平成26年2月に奈良県下の市町村で初めて国からの認定を受けました。法隆寺周辺の重点区域において、歴史的な町並みに調和した建物などの修景整備や文化財の保存・整備などを行っておりますが、今後さらに法隆寺を中心とした拠点通過型観光から、散策・回遊型のまちなか観光へ転換させ、地域経済への波及効果を高め、にぎわいを創出する必要があります。

また、聖徳太子1400年御遠忌の平成33年に向け、そしてその後においても、斑鳩町において観光が重要な産業として育ち、交流人口の増加、さらには、斑鳩の里の知名度の向上につなげるために本戦略を策定することとし、その作業を進めております。このたび、その素案をまとめましたところから、この内容につきまして、ご報告させていただくものでございます。

まず、(仮称)斑鳩町観光戦略(素案)の構成についてでございます。表紙をめくっていただきまして、目次をごらんいただけますでしょうか。本戦略は、第1章から第4章で構成されております。第1章で、基本的な考え方をお示しし、第2章で、斑鳩町の観光の現状と課題を掲載しております。そして、第3章が、斑鳩町観光動向調査の結果です。この調査は11月に実施しており、集計ができておりませんので、その結果は、現在、入っておりません。また、第4章が観光戦略の内容になります。総合的な観光推進体制の整備と戦略の柱となる3つの基本戦略、聖徳太子の息吹を感じる演出づくり、まちあるきを楽しむ斑鳩の里づくり、魅力発信とリピーターづくりと、それらに共通する背景として、歴史展示による展開を掲げております。

それでは、第1章、基本的な考え方についてでございます。5ページ

をごらんください。観光戦略の位置づけでは、5ページのイメージ図をごらんいただけますでしょうか。観光戦略が総合計画の分野別計画であること、斑鳩町まち・ひと・しごと総合戦略、斑鳩町都市計画マスタープラン、斑鳩町景観計画、斑鳩町歴史的風致維持向上計画、斑鳩町協働のまちづくり指針などの諸施策を観光振興の視点を持って連携するものであることを示しております。

また、観光戦略の対象となる期間についてですが、10年間とし、必要に応じて見直すこととしております。

次に、6ページでございます。斑鳩町における観光目標としては、斑鳩町まち・ひと・しごと総合戦略に定める平成31年目標値としての観光客数150万人、事業所数830事業所を目標としています。

戦略立案の手順としましては、定性調査として、観光資源・観光活動としての町の関係部署・団体へのヒアリング調査を6月から7月に実施し、観光動向調査として、ビッグデータを活用した観光客の動向調査、観光客モニター調査、インターネットによるモニター調査を観光シーズンである11月に実施し、来訪者の行動や意向を確認しました。また、同時に、歴史展示として、歴史資源を用いた歴史展示の検討を行いました。そして、素案として、定性調査・歴史展示の検討を反映し、実施施策を検討し、本日お示ししております。今後、パブリックコメントを経て、斑鳩町まち・ひと・しごと創生会議と、2月に開催予定の観光まちづくりセミナーでの意見聴取を行い、観光動向調査・パブリックコメント等で寄せられた意見を反映し、平成29年3月までに観光戦略を策定していく予定でございます。

戦略の概要につきましては以上のおりとなっております、本日、非常に簡単な説明とさせていただいたところでございますが、詳しくは後ほどごらんいただきましたらと思います。

以上で、(仮称)斑鳩町観光戦略(素案)につきましての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 1点だけ確認したいんですけども、中身はまた読ませてもらうとして、11月に実施した集計の集約がまだっていうふうにおっしゃったんですけど、集約できていないってことは、これにはその結果は反映されていないってことなんですかね。

まちづく  
り政策課  
長 素案は、現在、定性調査と歴史展示の検討に基づきまして素案を策定しておりまして、この観光動向調査の結果に基づきまして、さらに修正を加えまして、パブリックコメントに入っていく予定でございます。以上でございます。

委員長 よろしいですか。 小林委員。

小林委員 総合的な観光推進体制の整備というふうにおっしゃっていますけれどもですね、パラリンピック、オリンピックもありますし、世界陸上のマスターズも大阪でありますし、それに伴う競技が奈良県でも、カヌー、綱引き、何かいろいろありますし、その中で、ラグビーもまた、たしか大阪でされると思うんですけど、それでまた、国のほうの認定でも、美の伝承コースかな、奈良県とか、法隆寺とかもそのコースの中に入っていますけれども、そういう何か、この斑鳩町だけのじゃなくて、国際的な、関西広域とか、奈良県とかの総合的な観光推進体制との連携というかですね、協調というのを考えて計画されていくのか、その点について、お聞かせいただきたいと思います。

まちづく  
り政策課  
長 今現在、一番考えておりますのは、東京オリンピックと、あと、先ほども申しました聖徳太子1400年御遠忌、こちらとの連携を特に重視した計画とさせていただいております。以上です。

小林委員 なかなかね、大阪まで世界から、各国からいろいろな人が来ていただけるという、めったに、二度とないチャンスかもしれないので、また、国のほうの美の伝承コースとかそういうこともですね、また勉強してい

ただいでですね、また、そういう便乗できるものがありましたら、またいろいろと利用していただきたいなというふうに、要望だけさせていただきます。

委員長           ほかにございませんか。

                  ( な   し )

委員長           これは、詳細にわたってまた読み込んでいただいて、後日、質疑、意見等があれば、お受けしたいと思います。

                  次に、(7) 斑鳩町創業促進事業補助制度の創設について、理事者の報告を求めます。 安藤まちづくり政策課長。

まちづく  
り政策課       それでは、各課報告事項(7) 創業促進事業補助制度の創設について  
長               であります。

                  本町におきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本政策として、「“世界遺産法隆寺”を核としたにぎわいと活力の創出」を掲げてしており、その中で、斑鳩の特性を生かした産業の活性化と創業支援を行うこととしております。このことから、9月の本委員会でもご説明させていただきましたが、地方創生推進交付金を活用し、“世界遺産 法隆寺”のある斑鳩の歴史的資源を生かした創業支援事業に取り組んでまいりたいと考えております。

                  この創業支援事業につきましては、地方創生推進交付金の交付対象事業として決定され、本年度実施予定の、創業支援員による相談事業、創業支援キックオフセミナーに係る事業費90万円に対し45万円が交付予定となっているところから、先ほども一般会計補正予算に計上させていただいたところをご報告させていただいております。

                  来年度以降につきましては、平成29年度、平成30年度におきまして、(仮称)創業支援センターの整備に向けた経費や各種セミナーの開催、創業支援員による相談事業の実施を予定しておりますが、残念ながら、斑鳩町創業促進事業補助金につきましては、交付金の補助対象外経

費として通知を受けております。しかしながら、“世界遺産法隆寺”のある斑鳩の歴史的資源を生かした創業支援事業を進めるためには欠かせない事業であることから、平成29年度、30年度の2か年において、町単独事業で実施してまいりたいと考えております。

それでは、資料7、斑鳩町創業促進事業補助金の創設についてをごらんください。

まず、補助金の目的でございます。観光振興、地域経済振興、雇用促進を図るため、創業支援及び新規事業所の開設を支援するものです。対象者です。①創業しようとする者（これから創業しようとする者、既存事業者で新しい業種に進出する者）、②新規事業所を開設しようとする者（既存事業者で、同業種の新しい事業所を開設しようとする者）。補助額は、予算の範囲内で、補助対象経費の2分の1以内とし、地域・業種により補助金の上限は異なります。町内全域の場合は業種の指定なく、補助金の上限は50万円です。特別用途地区の場合は、業種を重点創業促進事業として位置づける業種に限ります。言いかえれば、①物販販売業（観光振興に資すると認められるものに限る。）、②飲食業、③自家販売のための食品製造業、④美術品または工芸品の製作業または展示販売業、⑤ホテルまたは旅館業、⑥観光振興に資する用途で町長が認める業種に限り、補助金の上限は100万円となっております。補助対象は、①事業所の新設に伴う改修等に係る費用で、不動産購入費及び仮設店舗等設置費を除きます。また、土地・建物の購入は対象外です。また、住居部分・新築は対象外です。②設備及び備品購入費ですが、中古品購入費、車両購入費等汎用性が高く、使用目的が補助事業の遂行に必要と認められないものを除きます。要件は、本町の創業支援窓口、つまりまちづくり政策課を利用し、認定連携創業支援者、斑鳩町商工会等において事業計画の確認を受けること等となっております。

この内容で要綱を制定し、平成29年4月1日より施行し、平成31年3月31日までの2年間の時限措置といたしたいと考えております。

以上で、斑鳩町創業促進事業補助金の創設についての説明とさせていただきます。ご理解、ご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 この業種のところですね、特別用途地区の中で3番と4番なんですけども、これ、食品の製造業と、美術工芸品の製作と、その中に販売っていうの入っていますけども、これ、だから、そこで販売することを前提としたものっていうふうに捉えていいんですかね。つくるためだけのものではないっていうことですね。

まちづく  
り政策課  
長 例えば3番、自家販売のための食品製造業となっておりますけれども、例えばそのお店でそばを打って、そばを出していただくようなお店であるとか、パンを焼いて、パンをそこで食べられたり、すぐに販売していただくようなお店を想定しております。以上です。

木澤委員 あと、それと、2年間の時限措置だということですけども、これはどういう考え方なんですか。

まちづく  
り政策課  
長 創業促進事業補助制度につきましては、恒久的な支援制度ではなく、あくまで時限的な制度をすることで、この2年間に集中的に町内での創業及び事業所の新設を促進し、観光振興及び地域経済の振興を図ってまいりたいと考えております。以上です。

木澤委員 今回の段階で恒久的にするべきかどうかという判断、難しいと思いますけども、これ、情報知ってから、それならやってみようかなと思って準備しはったら、例えば2年じゃ間に合わなかったりってこともあると思いますので、だから、その辺については、2年間の時限措置でやっていただいて、経過見ながら、また今後の運用については検討いただきたいなというふうに思います。

委員長 ほかにございませんか。 伴委員。

伴委員 この要件のところ、まちづくり政策課を利用して、これ、わかりますねんけど、その後の、認定連携創業支援者、括弧、商工会、これは商工会さんが支援者に入ってはるねやろなというのはわかりますねん。その後に「等」がついておる、これ、商工会さん以外にも何かそんな団体さんというか、支援者っちゅうのがあるっていうことですかやろか。

まちづくり政策課 今、奈良県のほうによろず相談所という、そういった創業支援の相談所がございますので、そちらを通していただいても大丈夫だと思います。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 それでは次に、(8) 学校給食補助金の拡充について、理事者の報告を求めます。 安藤教育委員会総務課長。

教委総務課長 それでは、学校給食補助金の拡充について、ご報告をさせていただきます。資料8をごらんください。

この学校給食補助金の拡充でございますが、町立小学校及び中学校における学校給食の充実を図るとともに、新たに町立幼稚園における給食費に補助を行うことにより、一層の子育て支援の充実並びに保護者の経済的負担の軽減、また、児童生徒、園児の食育の推進等を図ることを目的として、今般、学校給食補助金を拡充するものでございます。

その内容でございますが、(1) 町立小学校・中学校における給食補助金、現在、1食当たり16円26銭を補助しておりますが、これを1食当たり30円に引き上げる、(2) 町立幼稚園に、新たに給食補助金として1食当たり30円を交付することとしております。

なお、この引き上げ等に伴います影響額でございますが、現在、小学校・中学校で合わせて年間約650万円の補助を行っております。これ

が約1, 200万円になると試算しております。また、幼稚園につきましては新たに年間約90万円の費用が必要になると試算をいたしております。

次に、2. 実施時期であります。平成29年4月の給食の提供分から実施してまいりたいと考えております。

以上、学校給食補助金の拡充についてのご報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 これについては、一定、先日、幼稚園の給食の試食会等でも、町長もちょっと触れられていましたけども、この考え方自体は理解できますし、評価できるものだというふうに思います。

ちょっと単価がどうなるのかっていうのを確認したいんですけども、これまでの小中学校の1食当たりの給食の単価がこの改定によってどうなるのかっていうのと、あと、幼稚園についてはいくらになるのか、確認できますかね。

委員長 小城町長。

町長 これ、16円26銭というのは、もう、以前、牛乳の関係でですね、酪農業界からの関係で、斑鳩町はもう16円26銭、牛乳1本当たりということで決めてきたんです。それがずっと、これ、続いています。もういろいろと議論があって、何年か前の教育長は、もう、これ、町側が廃止しまっせと言うたら、教育長は、そんなん絶対してもうたらあかんということできていますから、牛乳1本代というよりも、もう、16円26銭を基礎として、14円ぐらいか、値上げして、もう補助金として30円やということをしたら、一番ええと思うんですよ。というのは、PTAだよりも、1食16円26銭としか、補助金、書いていないんです。年間200日掛けたら、かなりの金額になるんです。今でも一緒に

すけど、1, 200万、これ、30円でなりますから。そういうことを考えますと、町の財政事情から考えたら1, 200万が限度かなというように感じて30円というひとつの方向づけで。16円26銭は牛乳1本代ということで、もうずっと以前から、これ、もうずっときていますから。それを今度皆さん方に、やっぱり補助金として皆さんご理解いただくようにですね、していこうということで、皆さん方が協力してこういう金額を決めさせていただいたということです。

委員長 清水教育長。

教育長 今現在の学校給食の1食当たりの単価についてのご質問でございます。小学校、中学校、幼稚園で各自単価が違うんですけども、まず、小学校で言いますと、1食当たり、16円26銭も含めて、274円でございます。中学校では、1食当たり324円、これも補助金含めて、幼稚園は、今、1食当たり約317円で単価の計算なっておるんですけども、それに残りの、30円から16円26銭引いた、約16円が上乗せ、そのままなのか、材料費の高騰によってですね、それが若干安くなるのか、ちょっとわかりませんが、今のところ、大体、幼、小、中平均すると300円でございますので、その1割相当額を補助すると、結果的にはそういう形になっているということでございます。

木澤委員 全体的に補助金が上乗せされて単価が下がるということで、幼稚園のPTAのほうでも、1食当たり300円超えるのはやっぱり高いという声もあって、それについては、300円下回るということで確認しましたので、この点については評価させてもらうとともに、以前ですね、一般質問させていただきましても、給食については、無償化も含めて検討していただきたいということについてもあわせて申しあげておきたいと思います。結構です。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 次に、(9)斑鳩町学習支援事業の利用状況について、理事者の報告を求めます。 安藤教育委員会総務課長。

教委総務 学習支援事業の利用状況についてのご報告でございます。資料9をご課長 らんください。

この資料は、本年9月6日に開講いたしました学習支援事業の利用状況につきまして、12月12日現在の、学校ごと、学年ごとの利用者数、利用率等をまとめたものでございます。

まず、小学校、利用者の合計で申しあげますと53名、中学校では25名、合わせて78名の児童生徒が利用しております。このうち、要保護世帯等の減免対象者は、小学校で26名、中学校では14名、合わせて40名となっております。開講当初は、小学校42名、中学校18名でスタートいたしましたが、その後、徐々に利用者が増加いたしまして、10月には小学校で45名、中学校21名、11月には小学校で51名、中学校で25名となり、現在に至っております。また、学習支援員につきましては、現在、全体で18名で指導に当たっております。

この間、教室に参加している子ども、児童生徒からはですね、家庭よりも集中できるであるとか、わからないところをすぐに聞くことができる、理解しやすくなったなどの、そういった声を聞いております。

以上で、学習支援事業の利用状況についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があれば、お受けいたします。木澤委員。

木澤委員 こうして、言うていましたように、お願いしていましたように、きちんとペーパーで、人数もわかりやすい形で提出していただきまして、ありがとうございます。

指導員ですかね、の数が18名ということで報告いただきましたけど

も、これを基準というのはどういうふうに設けてはるのでしょうか。

教委総務課長 小学校では、児童8人に対して支援員1人、中学校では、生徒5人に対して支援員を1人というような基準で運営しております。

木澤委員 ちょっとまだぱつと計算できませんけど、そうしたら、18名で、今、その基準はきちっと満たしているっていうことですね。

当初見込んでいた申し込みと今の現状とで比較すると、どんな状況なんでしょう。

教委総務課長 当初見込んでおりました見込みでございますけれども、小学校で90名見込んでおりました。中学校では30名見込んでおりました。9月から始まってですね、まだ3か月余りでございます。小学校につきましては見込みには達しておりませんが、今後また、利用につきましてはふえていくのかなということも考えております。以上でございます。

木澤委員 徐々にふえてきているということなので、これが当初どういうものなのかよくわからないということもあって、応募が見込みよりもちょっと少ないのかなと思いますけども、また、教育委員会のほうですね、学校を通じて周知をしていただいで、より多くの方に利用していただけるように、案内のほう、お願いします。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 次に、(10)町有財産の取扱い及び斑鳩黎明保育園の増設について、理事者の報告を求めます。 植村総務部長。

総務部長 それでは、10番目の町有財産の取扱い及び斑鳩黎明保育園の増設について、現時点での考え方、方向性等について、ご報告申しあげます。

まず、私からは、資料の10をごらんいただきたいと思います。

この資料の10の2枚目以降につきましては、A3の平面図も添付しておりますので、参考いただければというふうに思います。

まず、私からは、1の町有財産の取扱いについて、ご説明申し上げます。

近年の核家族化や共働き世帯の増加、就労形態の変化等により、保育サービスに対する需要は増加・多様化いたしております。また、全国的な傾向といたしまして、保育所待機児童の問題や、仕事と子育てを両立できる環境整備が必ずしも十分でないことなどが問題となっており、このようなことから、今後もさらに保育ニーズの増加が見込まれ、このニーズに対応する新たな保育所の整備が急務の課題となっております。さらには、小学校児童におけます学童保育室も、昨今、その需要がふえ、その整備につきましても急務の課題となっているところでございます。

そうしたことから、本町といたしましては、待機児童を発生させないとの方針のもと、その1番、(1)の主旨にございますように、保育所及び学童保育室に係るニーズの増加に対応するため、民間活力による、学童保育室を含む保育所の整備を行うことといたしまして、旧文化財収蔵庫の跡地を活用して、斑鳩黎明保育園の増設を進めていくことを考えているところでございます。

その増築に向けまして新たに貸与いたします土地につきましては、斑鳩町法隆寺西3丁目1562番地1の一部でございまして、旧文化財収蔵庫跡、建物の建っていたところとその北側の土地でございまして、それを活用することといたしております。

(2)にございますように、現在、斑鳩黎明保育園の敷地につきましては、町が無償で貸し付けを行っているところでございますが、本整備計画の設計にかかります平成29年4月より、既存の斑鳩黎明保育園の敷地部分も含めて、全て有償で貸し付けてまいりたいというふうに考えているところでございます。賃貸借料は、その単価といたしまして、町が庁舎東側来客用駐車場として民間から賃貸借をしております単価、1平米1,340円を用いまして、年額239万8,800円とすること

で協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

私のほうからは、以上でございます。

委員長

真弓生涯学習課長。

生涯学習  
課長

引き続きまして、斑鳩黎明保育園の増設について、ご報告申しあげます。同じく資料10をお願いいたします。

このことにつきましては、去る12月9日開催の厚生常任委員会で説明されたところでございますけれども、学童保育室が併設されますことから、本委員会におきましても、そのうち学童保育室の点につきまして、現時点の状況等についてご報告するものでございます。

先ほどもございましたが、小学校児童における学童保育室は、昨今、その需要がふえ、その整備につきましては急務の課題となっておりますことから、斑鳩黎明保育園におかれましては、保育園の増設にあわせ、学童保育室の併設を計画されているところであります。

初めに、資料10の中ほど、(1)の保育所等整備の概要であります。整備内容は斑鳩黎明保育園の増設で、保育所内に学童保育室を併設される計画であります。先ほどもございましたが、A3版の平面図もあわせてごらんいただければと思います。

所在地につきましても、法隆寺西3丁目1562番地1の一部で、旧文化財収蔵庫跡を活用されます。整備部分の規模等は、土地が991平米、建物は、延べ床面積で962平米、建物の構造は鉄骨造り3階建てを計画されております。建物の1階におきまして学童保育室を開設される予定で、1階部分は、図面の2ページですけれども、平面図で示しておりますように、学童保育室2室を設けられる予定であります。定員につきましては、学童保育室は70名を計画、開設の時期は、平成30年4月1日の開園の予定であります。

次に、(2)保育所増設及び学童保育室の整備に係る事業費等についてであります。建物全体についてでありますけれども、活用補助金として、保育所等整備交付金を活用予定であります。整備事業の事業費は、概ね2億1,150万円で、負担割合は、国が2分の1、町が4分の1、

事業者が4分の1となっております。

裏面にまいりまして、(3)運営補助についてであります。学童保育室の運営につきましては、国の子ども・子育て支援交付金の放課後児童健全育成事業交付要綱に基づき支援することを予定しております。

最後に、(4)今後のスケジュールであります。

こちらも全体のスケジュールでありますけれども、平成30年4月の開園に向けて、平成29年3月議会において関連予算を計上し、4月に国庫補助金の事前協議、6月にその内示を受け、7月より整備工事を着工、12月より学童保育室の児童の募集を行われるということで、平成30年2月には整備工事を竣工、3月に県の認可を受け、4月に開園ということで予定されているところであります。

以上、斑鳩黎明保育園の増設に関する現時点での状況等の報告とさせていただきます。よろしくお願ひ申しあげます。

委員長

報告が終わりました。

この報告については、建物を取りこぼった後で報告いただくと、跡地利用について、これは本来なら、建物ある時点で当委員会に報告いただくのが本来だろうと思います。総務委員会の委員長として、そのことだけ申しておきます。

それでは、質疑、意見があれば、お受けいたします。 木澤委員。

木澤委員

もともと借地については5年間無償で貸すというふうにしていましたけれども、これについては、黎明保育園さんも運営が見込んでいたよりもいい状況になってきているということで、有償化されることについては別にこれでいいのかなというふうに思いますけれども、この単価について、町が借りている土地とということで例を挙げていただいていますけれども、これ、近隣では全部こんな単価になっているんですかね。いくつか違う状況もあるんですかね。1つだけ、この、示していただいても、これが果たして妥当なのか、どうなのかという、ちょっと判断が難しいんですけれども、その辺はどうなんですか。

委員長

池田副町長。

副町長

もうこの計算方法、これ、今、目の前の駐車場、舗装した部分です、借りている部分でさせていただいております。それとあとそれ以外、それよりまだ東に、駐車場、ございますわね、職員駐車場。あれについては、こちらより、ほぼ、ちょっと、こっちの道路より向こうの、離れておりますので、向こうは若干これより安くなっております。そういう状況ですので。ですから、この前面道路のここは一番高い、町が借りているうちでほぼ一番高い値段になっております。

木澤委員

それで向こうさんも了承しておられるんですしたら、それ、そういう根拠やということに理解したいと思います。

あと、学童保育が新たに民間でも設置されて、総枠として充実されるっていいことだというふうに思うんですけども、特にですね、保育園から小学校の入学される際の保護者なんかというの、学童保育のことが全然よくわからないという声があったんです。保育園については、民間も含めて、町が基本的に、保護者の希望も聞いて案内をしていくという体制になっていると思うんですけども、学童については、民会との兼ね合いで言うと、どんなふうになるんですかね。

委員長

清水教育長。

教育長

一般論でお答えの形になると思うんですけども、幼稚園で通っている子どもの保護者の方々が、その子どもが小学校へ入学された場合、中には学童を申し込まれる方もおられるかもわかりません。ほとんどは、一般論ですが、保育所に通われた保護者の方が小学校に入っても学童にこられるというケースが多々あると認識しておりますので、私の口から申しあげるのもおかしいかもわかりませんが、幼稚園でもそういう周知はしますけども、保育所のほうでも、今でもやっていただいております。と思うんですけども、小学校に上がると学童の制度があつて、民間も、公的な機関ありますよといった案内はね、周知で知らせていくっていう

のが一番いいのかなというふうに考えているところであります。

木澤委員 保育所と学童やったらちょっと扱いも違うのかもしれませんが、民間の施設を町が案内するっていうのも、それはまたちょっと違うのかなというのは思いますけども、やっぱり選択肢としてこういうふうになされたわけですから、その辺についても、保護者の方に選びやすいような形でですね、周知は、町のほうでできる形として充実をしていただきたいなと思いますので。

1点、だから、町が窓口になって民間も案内するというようなことについては、学童のほうは、それは保育園とはシステムが違うのかどうか、ちょっとそこだけ確認したかったんですけども。

委員長 池田副町長。

副町長 もう今現在、実際問題、町外の、今、私立いうのは町外しかないですわね、今現在、斑鳩町の子どもさんで小学生の方、町外の学童保育も行っておられます。これについては、今現在、その民間の学童保育の方が自分たちでPRをしておられます。それに基づいて保護者の方は行っておられるし、また、口コミで、ここの学童保育はこんな時間まで、また、土・日はこんな状況ですよと、祝日はこういう状況ですよ、また、平日の時間もここまでやっておられますよと、また、カリキュラムもこんな充実していますよと、これ、口コミになっております。今までは、町自体としては、民間の学童保育については、募集、そのお知らせはしてありませんでした。また、もしそれされるのであれば、町の広報紙をね、使っていただいて、一番裏面にありますわね、募集とか。幼稚園でも一緒だと思うんですわ。斑鳩町の子どもさん生まれて、これだけの幼稚園があります、それはお知らせしますけども、民間の幼稚園は幼稚園でまた、町内にある民間幼稚園でも町の広報紙使ってやっておられますので。町が大々的にこの私立の保育園のPRすることも、また、私立の保育園とか、学童保育、PRすることもいかななものか、それを見られた方がね、いかななものかというご意見はありますので、やはりこれについて

は今までどおりの方法で周知して行って、相談があれば、どんなところありますかと聞かれば、こうこう、答えますけども、あえて積極的にPRをしていくことは、やっぱり控えていきたいと考えております。

木澤委員 立場的にはそれでいいと思うんですけど、例えば、学童の説明会を保育園の人ら、保護者集めて、町立のやつについては、これまで、一定、そういう場を設けてきはったかなと思ったんですけども、例えばそこにその新しくできる民間のところに来て、独自に説明していただけるような場所の提供するっていうことはできるのかなというふうに思いますので。

副町長 もうそれらについても、可能性としてはございますので、そういう場に来て、説明されるのは。それらについても、やはり検討するか、それが保護者にとって、やはり非常に有利になれば、そういう方法もとっていききたいと考えております。

委員長 ほかにございませんか。 伴委員。

伴委員 これ、今、黎明さんのこの町有財産の取り扱いの件なんですが、ちょっと関連して教えてほしいんですが、今、隣の、舗装されていない、東側っていいですか、の駐車場、たしかあれ、黎明さんに貸しておられるような、じゃないんですかね、あれ、何かこう、表札があって、あれはどないなってますねやろ。

副町長 あれについては、黎明さんに貸しております。昨年、当初から、もう、貸しております。今、その貸した台数分、有償で、月10万円をいただいております。

伴委員 大体、あれ、何台分っていうような形で貸しておられるかという、平米で貸してはるか、ちょっとそのあたり。

副町長 20台分、貸しております。それと、あと、送り迎えのとき、あそこ使われますので、それもありますけども、20台分であの黎明という、あれはつけておられます。

伴委員 今のこの単価との関係、これは町有財産ですけど、町も借りている土地を貸されているような感じになるので、ちょっと考え方、違うと思いますねんけど、その単価的なものとかいうのでは、どんな感じになりますねやろ。

副町長 あの土地に関しましては、無償、土地所有者の方のご好意でね、実はもう無償で借りておるんです。無償で借りておるところ、また有償で貸してええんかという、監査委員さんからも言われておるんですけども、やはり日常の維持管理等も町でやっておりますので、その維持管理料として有償で貸しておる。土地は借りているのは、無償で借りて、あの広い場所、約2反、600坪ほどあるんですけども、無償で借りております。

伴委員 これ、私らだけでなく住民さんのほうからも、非常にとめている、時間帯によったら、とめておられる車の数が多い、とめにくいというような話も聞いておるんですね。それで、これ、今、20台分とおっしゃられましたけど、20台分やったらまだまだスペース、どんな感じになりますねやろ。

副町長 恐らくね、住民さん言われておるのは、体育館使われる方も、全て、よく、事業あればね、あそこへとめにこられるんです。また、授業参観とかあれば全て、とめたあかんねけども、あそこへ保護者の、PTA立っておられますけども、とめたりされます。それで、一番混むのが、朝と夕方の送り迎えのときだけです。ふだんの日中は、黎明さんの車はほとんど、保護者の車はほとんどないです。実際問題、ないです。あとは職員さんの車です。職員さん、20台確保されておりましたが、常時20台入っていないです。というのは、朝出、遅出はございますので。恐

らく、今、いっぱいとまっておるというのは、ここの事業でのお客さんと  
か、その他がほとんどであると考えています。

委員長

よろしいですか。ほかにございませんか。

( な し )

委員長

そうしたら、私のほうから。この賃貸料、駐車場、町が払っている賃  
貸料、駐車場代で考えておるということですが、黎明さん、営利いう  
んですか、商売でやっておられる。それで、町が借りているのは、商売  
ではないですね。そこら辺、同じような考えがいかかなものかとは、私  
自身、思っています。適正な賃貸料というのを、第三者機関とは言いま  
せんけれども、そこら辺もちょっと考慮していただければどうかなとい  
うことをご提言申しあげておきます。

ほかにございませんか。

( な し )

委員長

それでは、ほかにも理事者側から報告しておくことはございませんか。  
加藤総務課長。

総務課長

総務課のほうから、3点、ご報告をさせていただきます。

まず1点目、職員採用試験の結果とその追加募集についてでございます。  
本年度実施をいたしました職員採用試験の結果につきまして、合格  
者は、一般職5名、助産師1名、保健師3名、主任介護支援専門員1名、  
介護支援専門員2名、幼稚園教諭2名、合計14名でございます。その  
うち幼稚園教諭1名につきまして、採用辞退の申し出がございましたの  
で、改めて、幼稚園教諭の追加募集として、1月29日日曜日に第1次  
試験を改めて実施をさせていただきたいというふうに考えております。  
試験の実施につきましては、1月号の広報斑鳩お知らせ版と町ホームペ  
ージで募集記事を掲載していきたいというふうに考えております。

続いて、2点目でございますけれども、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定に係る住民説明会の開催についてでございます。昨年度から奈良県において実施をされてきました土砂災害警戒区域等に関する基礎調査、いわゆるイエローゾーン、レッドゾーンの指定に向けた基礎調査でございますけれども、その結果がまとまりましたので、その内容について、斑鳩町において住民説明会が開催をされます。日時等につきましては、平成29年1月15日日曜日午後1時30分から午後4時まで、斑鳩町中央公民館大ホールにおいて実施をされます。なお、この住民周知につきましては、町広報誌への掲載のほか、関係自治会長への文書による案内及び自治会回覧を実施する予定となっております。

続いて、3点目でございます。消防関係の年末年始の行事予定でございます。斑鳩町消防団では、毎年行っております年末特別警戒パトロールにつきましても、本年も12月28日水曜日から30日金曜日まで3日間を実施をいたします。また、平成29年斑鳩町消防団出初め式を、新年1月5日木曜日午前10時から斑鳩小学校の運動場で挙行をいたします。なお、今回の出初式は、町制施行70周年を記念をいたしまして、竜田川河畔での放水演習でカラー放水を実施をいたしますとともに、竜田公園駐車場におきまして、西和消防署のはしご車、ポンプ車等の展示を予定をしております。議員皆様にはご案内のほうをさせていただいておりますので、よろしくご出席を賜りますよう、お願いをいたします。

以上、総務課から3点、報告とさせていただきます。

委員長 そのほかにございませつか。

( な し )

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。木澤委員。

木澤委員 1点、聞かせてください。職員採用試験の結果、報告いただきましたけれども、一般職で5人採用ということですが、現段階出、中途退職され

ている方と、あと、定年退職の予定の方については、人数的にはどうい  
う兼ね合いになっているのでしょうか。

総務課長 まず、今年度の4月1日現在での職員数で申しあげますと、191名  
ございました。ただいまご報告をさせていただいた内容で、退職者等の  
見込みも含めまして、今度の、平成29年4月1日の職員数についても  
同数を確保するという予定でございます。

木澤委員 もともとはふやそうということで取り組んでいただいていたかと思  
いますけど、今、聞きますと、同数を確保するというところで、実数として  
そうになっているのか、町の姿勢としてそうになっているのか、そこはど  
うなんですか。

総務課長 今年度の、まず、定年退職の関係でございますけれども、一般事務職  
では2名の退職となっております。しかしながら、その他、定年以外の  
者が退職するということが出てきておりますので、当初はこの4月1日  
よりもふやせる状況で採用試験等を行ってききましたが、結果としては、  
前年度と同数を確保できる状態ということで、見込みより若干退職者数  
というのが、若干ふえてきております。

木澤委員 ここ数年、それ、ずっと、同じこと言うていると思うんです。試験な  
ので、一定の基準設けて判定されていると思いますけども、ただ、やっ  
ぱりふえていない現状ですので、そこのところはやっぱり充実をしてい  
くという立場をもっと明確にさせていただいて採用試験を行っていただき  
たいなと思いますので、そのことだけ申しあげておきます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。

す。

次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見等があれば、お受けいたします。 伴委員。

伴委員

簡潔に質問させていただきます。コミバスの件で、前回、ちょっと、役場のところで運転手さんが休憩されるときにまた新たな料金が発生してしまうという話、ちょっとさせていただいたと思うんですが、それ以外にも、今回、同僚議員の一般質問で、難病指定の方々に対しても、確かにそうやなというように私も思っております。また、回数券を買うときに、運転手さんからしか買えないんやと、非常に買いにくいと、後ろから同じように乗ってこられるとき、後ろに同じように乗る方がおられるときに買いにくかったり、また、私、思いますねけど、役場とか、いかるがホールとか、生き生きプラザで、そういうような感じで回数券というような形で考えて、買いやすいし、また、今後、観光とかに、そのシーズンによれば1日券とか、そういうことも考えていただくときに、運転手さんから買わなあかんとなってきたら、ちょっとこれ、難しい。やはりある特定の固定したところっていいですか、駅の観光案内所であったり、いろいろなところのそういう販売、そういうことも考えていただくと非常に、コミバスが利用がふやしていけると思うんですが、そのあたり、町の考え方、もう一度お聞きしたいんですけど。

委員長

谷口総務課参事。

総務課参事

ただいま委員からのご指摘をいただきました。先日の一般質問においても、議員のほうから、優待制度につきまして、ご意見も賜ったところでございます。

当然のことながら、コミュニティバスの利用促進につながる施策ということで、いろいろ今後においても検討していく必要はあると考えておりますので、今ご指摘いただきました点等につきましても、今後、公共交通会議におきまして、議論を重ねてまいりたいと考えております。以上です。

委員長 ほかにございませんか。 木澤委員。

木澤委員 ごめんなさい。これだけどうしても、ちょっと予算前に言うておきたいんですけども、今のコミバスの件ですね、アンケートについて、乗られる方に対してアンケートをとっていくという方法で聞いているんですけども、もともと、今回有料化する前のときに乗っていた方が、有料化されてどうなんだってというのは、やっぱり乗らない方にも聞かないと実態把握できないと思いますので、それについては、きちっと、時期を明確にして執行していただきたいと思いますので、要望だけしておきます。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。

それでは、継続審査案件につきまして、お諮りいたします。

お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会に当たり、町長のご挨拶をお受けいたします。

町 長

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。

どうも長時間、ご苦勞さまでございました。

(午後0時21分 閉会)